

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第1章第1節	総 則	第1章第1節	総 則	
1-1-1	適 用	1-1-1-1	適 用	
1.	適用工事 本共通仕様書は、奈良県土木マネジメント部が発注する土木工事（河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	1.	適用工事 本共通仕様書は、奈良県土木マネジメント部が発注する土木工事（河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、 建設 工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容についての統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	
2.	共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、 土木工事にあつては、「県土木マネジメント部土木工事監督要領及び県土木マネジメント部土木工事検査要領（以下「監督要領」及び「検査要領」という。） に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（ 出来形検査、中間検査、竣工検査 ）にあたっては、地方自治法第234条の2第1項に基づくものであることを認識しなければならない。	2.	共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、 「県土木マネジメント部土木工事監督要領（以下「監督要領」という。）」及び「県土木マネジメント部土木工事検査要領（以下「検査要領」という。） に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。 また、受注者はこれら監督、検査（ 完成検査、既済部分検査 ）にあたっては、地方自治法第234条の2第1項に基づくものであることを認識しなければならない。 なお、機械設備工事及び電気通信設備工事については、国土交通省の「機械工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の最新版を準用するものとする。 下水道工事については、（公社）日本下水道協会の「下水道土木工事必携（案）」の最新版を準用するものとする。 公園工事については、国土交通省 都市局 公園緑地・景観課の「公園緑地工事共通仕様書」の最新版を準用するものとする。	
3.	優先事項 契約書に添付されている 図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	3.	優先事項 契約 図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	
4.	設計図書間の不整合 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	4.	設計図書間の不整合 特記仕様書、 契約 図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は 契約 図面からの読み取りと 契約 図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	
6.	機械設備工事及び電気通信設備工事については、国土交通省編集の「機械工事共通仕様書」及び「電気通信設備工事共通仕様書」の最新版を準用するものとする。			
1-1-2	用語の定義	1-1-1-2	用語の定義	
1.	監督職員 土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、	1.	監督職員 土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員 及	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	一般監督員を総称している。		び一般監督員を総称している。	
2.	<p>総括監督員</p> <p>本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督要領」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当職員に対する報告等を行うとともに主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	2.	<p>総括監督員</p> <p>本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者に対する報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	
3.	<p>主任監督員</p> <p>本仕様で規定されている土木工事における主任監督員は、「監督要領」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	3.	<p>主任監督員</p> <p>本仕様で規定されている土木工事における主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）、設計図書の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	
4.	<p>一般監督員</p> <p>本仕様で規定されている土木工事における一般監督員は「監督要領」に定める一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）、段階確認、施工状況検査を行う。なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	4.	<p>一般監督員</p> <p>本仕様で規定されている土木工事における一般監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）、段階確認、施工状況検査を行う者をいう。なお、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	
6.	<p>設計図書</p> <p>設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。</p>	6.	<p>設計図書</p> <p>設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び工事数量総括表をいう。</p>	
9.	<p>特記仕様書</p> <p>特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。</p>	9.	<p>特記仕様書</p> <p>特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
18.	提示 提示とは、 契約図書の定めに基づき 、監督職員が受注者に対し、 工事の施工上必要な事項 について書面により示し、実施させることをいう。	10.	契約図面 契約図面とは、 契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。	
20.	通知 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、 監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し 、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	19.	提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、 又は受注者が監督職員又は検査職員に対し 工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	
21.	連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、 監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し 、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	21.	通知 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	
24.	書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	22.	連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	
1-1-3	設計図書の照査等	25.	情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、施工計画書、出来形管理資料（図面）、工事写真（ダイジェスト版）を除いては、原則として別途紙に出力して提出しないものとする。	
2.	設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があっ	26.	書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。	
1-1-1-3	設計図書の照査等	1-1-1-3	設計図書の照査等	
		2.	設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は 資料 の追加の要求があった場合は従わなければなら	

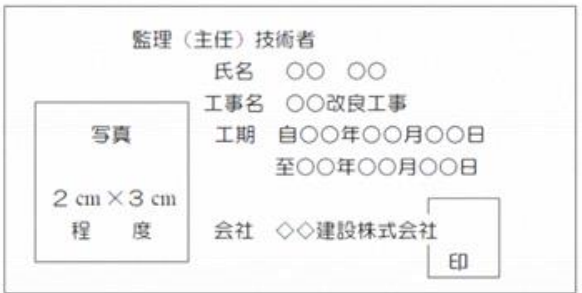
土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-4	<p>た場合は従わなければならない。</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>2. 変更施工計画書</p> <p>受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	1-1-4	<p>ない。</p> <p>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。</p> <p>また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>2. 変更施工計画書</p> <p>受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	
1-1-5	<p>1-1-5 コリنز（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p>	1-1-5	<p>1-1-5 コリنز（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	
1-1-8	<p>1-1-8 工事の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。また、建設リサイクル法の対象となる建設工事である場合には、建設リサイクル法第 11 条の規定による通知がされたことを確認した後に着手するものとする。</p>	1-1-8	<p>1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事着手しなければならない。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）第 9 条第 1 項に規定される対象建設工事に該当する場合には、同法第 11 条に基づく通知がされたことを確認した後に着手す</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-9	<p>工事の下請負</p> <p>1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が奈良県の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。建設リサイクル法の対象建設工事である場合は、建設リサイクル法施行規則第2条に定める分別解体等に係る施工方法に関する基準に従って施工する能力を含む。</p> <p>2. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めること。</p>	1-1-1-9	<p>るものとする。</p> <p>工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が奈良県の建設工事に係る入札参加資格者である場合には、入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときには、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p>	
1-1-10	<p>施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、建設業法に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、建設業法に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 名札等の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下受注者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所</p>	1-1-1-10	<p>施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条及び建設業法施行規則（平成28年5月改正 国土交通省令第47号）第14条の2に基づき、「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号）、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（平成26年12月25日付け国土建第200号）及び「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成26年12月25日付け国土建第206号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、建設業法第24条の7第4項及び建設業法施行規則（平成28年5月改正 国土交通省令第47号）第14条の6に基づき、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（平成26年12月25日付け国土建第200号）及び「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成26年12月25日付け国土建第206号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 名札等の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む。）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。		<p>属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図 1-1-1 を標準とする。</p> 	
1-1-11	<p>受注者相互の協力</p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	1-1-1-11	<p>受注者相互の協力</p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	
1-1-12	<p>調査・試験に対する協力</p> <p>5. 低入札価格調査</p> <p>受注者は、当該工事が地方自治法施行令第167条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。</p> <p>また、書類の提出時及び監督職員の書類点検時に、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 第1編1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後に入札金額の積算内訳と対比した工事完了実績に基づく積算内訳を提出しなければならない。</p> <p>また、提出のあった書類について、監督職員が詳細なコスト調査を求めたときは、これに応じなければならない。</p>	1-1-1-12	<p>調査・試験に対する協力</p> <p>5. 低入札価格調査</p> <p>受注者は、当該工事が地方自治法施行令（平成29年5月改正 政令第153号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、監督職員に下請契約に係る契約書等の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出しなければならない。</p> <p>また、工事施工中及び工事完了後、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 第1編1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後に入札金額の積算内訳と対比した工事完了実績に基づく積算内訳を提出しなければならない。</p> <p>また、提出のあった書類について、監督職員が詳細なコスト調査、下請け業者への適正な支払い確認等の調査及びヒアリングを求めたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-13	<p>工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合</p>	1-1-1-13	<p>工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により、工事の続行が不相当又は不可能となった場合</p>	
1-1-16	<p>支給材料及び貸与品</p> <p>3. 支給品精算書</p> <p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>5. 返還</p> <p>受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。</p> <p>なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p>	1-1-1-16	<p>支給材料及び貸与品</p> <p>3. 支給品精算書</p> <p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点とする。）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>5. 返還</p> <p>受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p>	
1-1-17	<p>工事現場発生品</p> <p>2. 設計図書以外の現場発生品の処置</p> <p>受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	1-1-1-17	<p>工事現場発生品</p> <p>2. 設計図書以外の現場発生品の処置</p> <p>受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともにあわせて、現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>	
1-1-18	<p>建設副産物</p> <p>2. マニフェスト</p> <p>受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員にその写しを提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書の提出</p> <p>受注者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、運搬業者、処分業者との契約書の写しを提出しなければならない。また、監督職員等により請求があった場合には直ちに原本を提出しなければならないとともに、検査時に原本を提示しなければならない。</p> <p>4. 法令遵守</p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）及び奈良県における「建設リサイクル」</p>	1-1-1-18	<p>建設副産物</p> <p>2. マニフェスト</p> <p>受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。</p> <p>3. 契約書の提出</p> <p>受注者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、運搬業者、処分業者との契約書の写しを提出しなければならない。また、監督職員又は検査職員より請求があった場合は、直ちに原本を提示しなければならない。</p> <p>4. 法令遵守</p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通知、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通知、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通知、平成18年6月12日）及び奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針を遵守して、建設副産物の適正な</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	の実施に関する指針、 建設リサイクル推進計画 2002（近畿地方版） 等を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。		処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	
5.	再生資源利用計画 受注者は、 奈良県建設リサイクルガイドラインの対象工事若しくは施工に特定建設資材を使用する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	5.	再生資源利用計画 受注者は、 コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、加熱アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令及び奈良県建設リサイクルガイドラインに基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	
6.	再生資源利用促進計画 受注者は 奈良県建設リサイクルガイドラインの対象工事若しくは特定建設資材を用いた建築物又は工作物を解体する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	6.	再生資源利用促進計画 受注者は、 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令及び奈良県建設リサイクルガイドラインに基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	
7.	監督職員への説明 工事が対象建設工事である場合は、再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画を提出するにあたって、少なくとも建設リサイクル法第 10 条第 1 項第一号から第五号までに掲げる事項について、監督職員に説明しなければならない。			
8.	下請負人への周知徹底 受注者は施工方法の工夫により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。 また、工事が対象建設工事である場合は、下請負となる業者に分別解体を含む施工の内容を理解させ、また、各下請人の自らの施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物が適切に再資源化等されるよう、各下請人を指導しなければならない。			
9.	実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。 工事が対象建設工事である場合には、特定建設資材廃棄物について、その再資源化等に要した費用、再資源化等が完了した年月日、搬出先及び搬出先場所を必ず報告しなければならない。	7.	実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	
1-1-20	工事完成検査	1-1-1-20	工事完成検査	
1.	工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事（事業） 完成届 を監督職員に提出しなければならない。	1.	工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事 完成通知書 を監督職員に提出しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2.	<p>工事完成検査の要件</p> <p>受注者は、工事（事業）完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p>	2.	<p>工事完成検査の要件</p> <p>受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p>	
1-1-21	既済部分検査等	1-1-21	既済部分検査等	
5.	<p>適用規定</p> <p>受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p>	5.	<p>適用規定</p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p>	
6.	<p>検査日の通知</p> <p>発注者は、出来形検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	6.	<p>検査日の通知</p> <p>発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	
1-1-23	施工管理	1-1-23	施工管理	
6.	<p>良好な作業環境の確保</p> <p>受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	6.	<p>労働環境の改善</p> <p>受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	
8.	<p>記録及び関係書類</p> <p>受注者は、奈良県県土マネジメント部が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、「土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>	8.	<p>記録及び関係書類</p> <p>受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p>	
1-1-26	工事中の安全確保	1-1-26	工事中の安全確保	
1.	<p>安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	1.	<p>安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通知、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	
7.	イメージアップ	7.	現場環境改善	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。		受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	
10.	<p>安全教育・訓練等の記録</p> <p>受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。</p>	10.	<p>安全教育・訓練等の記録</p> <p>受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示するものとする。</p>	
13.	<p>安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	13.	<p>安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	
14.	<p>安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改正法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	14.	<p>安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
15.	<p>災害発生時の応急処置</p> <p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に通知しなければならない。</p>	15.	<p>災害発生時の応急処置</p> <p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p>	
17.	<p>不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>また、死管等の処置を受注者が占有者より依頼を受けた場合には、書面によりその責任を明確にしなければならない。</p>	17.	<p>不明の地下埋設物等の処置</p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p>	
18.	<p>地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p>	18.	<p>地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p>	
1-1-30	<p>環境対策</p>	1-1-1-30	<p>環境対策</p>	
2.	<p>苦情対応</p> <p>受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職</p>	2.	<p>苦情対応</p> <p>受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	員に報告しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。		員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	
4.	<p>廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	4.	<p>廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p>	
6.	<p>排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	6.	<p>排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正 法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改定平成23年7月13日付け国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付け国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合、監督職員と協議するものとする。</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																			
編章節条		編章節条																					
	<p>表 1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプ ロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td> ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ・オフロード法の基準適合表示が示されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプ ロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。	・オフロード法の基準適合表示が示されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの		機 種	備 考	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの		<p>表 1-1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプ ロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力上260kw以下）を搭載した建設機械に ただし、道路運送車両の保安基準ス基準が定められている自動車で、自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1-1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ </td> <td> ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車小型特殊自動車以外の自動車の種別で、な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプ ロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力上260kw以下）を搭載した建設機械に ただし、道路運送車両の保安基準ス基準が定められている自動車で、自動車検査証の交付を受けているものは除く。	機 種	備 考	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車小型特殊自動車以外の自動車の種別で、な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	
機 種	備 考																						
一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプ ロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。																						
・オフロード法の基準適合表示が示されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの																							
機 種	備 考																						
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																						
・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの																							
機 種	備 考																						
一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプ ロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力上260kw以下）を搭載した建設機械に ただし、道路運送車両の保安基準ス基準が定められている自動車で、自動車検査証の交付を受けているものは除く。																						
機 種	備 考																						
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車小型特殊自動車以外の自動車の種別で、な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																						
9.	<p>特定調達品目</p> <p>受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正法律第 119 号「グリーン購入法」という。）」第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p>	9.	<p>特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影</p>																				

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-32	<p>交通安全管理</p> <p>2. 輸送災害の防止</p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3. 交通安全等輸送計画</p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、過積載防止につとめるとともに事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、「ダンプトラック等過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 24 年 2 月 27 日総理府・国土交通省令第 1 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>9. 作業区域の標示等</p> <p>受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。</p>	1-1-1-32	<p>交通安全管理</p> <p>2. 輸送災害の防止</p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3. 交通安全等輸送計画</p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、「ダンプトラック等過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 28 年 7 月 15 日改正 内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>9. 作業区域の標示等</p> <p>受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>10. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																			
編章節条		編章節条																																					
10.	<p>通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 23 年 12 月 26 日改正政令第 424 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（平成 24 年 3 月 22 日改正政令第 54 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 24 年 8 月改正 法律第 67 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>表 1-3 一般的制限値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m	重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t	輪荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	<p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正 政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 28 年 7 月 15 日改正 政令第 258 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>表 1-1-3 一般的制限値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）	重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t	輪荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	
車両の諸元	一般的制限値																																						
幅	2.5m																																						
長さ	12.0m																																						
高さ	3.8m																																						
重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）																																						
軸重	10.0t																																						
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t																																						
輪荷重	5.0t																																						
最小回転半径	12.0m																																						
車両の諸元	一般的制限値																																						
幅	2.5m																																						
長さ	12.0m																																						
高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）																																						
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）																																						
軸重	10.0t																																						
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t																																						
輪荷重	5.0t																																						
最小回転半径	12.0m																																						
1-1-34	<p>諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>(1) 会計法（平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号）</p> <p>(2) 建設業法（平成 24 年 8 月改正 法律第 53 号）</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）</p>	1-1-1-34	<p>諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>(1) 地方自治法（平成 29 年 6 月改正 法律第 46 号）</p> <p>(2) 建設業法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）</p>																																				

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	(4) 労働基準法 (平成24年6月改正 法律第42号)		(4) 労働基準法 (平成27年5月改正 法律第31号)	
	(5) 労働安全衛生法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号)	
	(6) 作業環境測定法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(6) 作業環境測定法 (平成26年6月改正 法律第82号)	
	(7) じん肺法 (平成16年12月改正 法律第150号)		(7) じん肺法 (平成26年6月改正 法律第82号)	
	(8) 雇用保険法 (平成24年3月改正 法律第9号)		(8) 雇用保険法 (平成29年3月改正 法律第14号)	
	(9) 労働者災害補償保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)		(9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号)	
	(10) 健康保険法 (平成24年8月改正 法律第67号)		(10) 健康保険法 (平成27年5月改正 法律第31号)	
	(11) 中小企業退職金共済法 (平成23年4月改正 法律第26号)		(11) 中小企業退職金共済法 (平成27年5月改正 法律第17号)	
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成29年3月改正 法律第14号)	
	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成24年4月改正 法律第27号)		(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号)	
	(14) 道路法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(14) 道路法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
	(15) 道路交通法 (平成24年8月改正 法律第67号)		(15) 道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号)	
	(16) 道路運送法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(16) 道路運送法 (平成28年12月改正 法律第100号)	
	(17) 道路運送車両法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(17) 道路運送車両法 (平成29年5月改正 法律第40号)	
	(18) 砂防法 (平成22年3月改正 法律第20号)		(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	
	(19) 地すべり等防止法 (平成24年6月改正 法律第42号)		(19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
	(20) 河川法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(20) 河川法 (平成29年5月改正 法律第31号)	
	(21) 海岸法 (平成23年5月改正 法律第37号)		(21) 海岸法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
	(22) 港湾法 (平成24年3月改正 法律第15号)		(22) 港湾法 (平成29年6月改正 法律第55号)	
	(23) 港則法 (平成21年7月改正 法律第69号)		(23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第42号)	
	(24) 漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号)		(24) 漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
	(25) 下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	
	(26) 航空法 (平成23年5月改正 法律第54号)		(26) 航空法 (平成28年5月改正 法律第51号)	
	(27) 公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号)		(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	
	(28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)		(28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)	
	(29) 森林法 (平成24年6月改正 法律第42号)		(29) 森林法 (平成29年4月改正 法律第25号)	
	(30) 環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号)		(30) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号)	
	(31) 火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号)		(31) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)	
	(32) 大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)		(32) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号)	
	(33) 騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
	(34) 水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)		(34) 水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号)	
	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号)		(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
	(36) 振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)		(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)		(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号)	
	(38) 文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号)		(38) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
	(39) 砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号)		(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	
	(40) 電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号)		(40) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号)	
	(41) 消防法 (平成24年6月改正 法律第38号)		(41) 消防法 (平成27年9月改正 法律第66号)	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
(42)	測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)	(42)	測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)	
(43)	建築基準法 (平成 24 年 8 月改正 法律第 67 号)	(43)	建築基準法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号)	
(44)	都市公園法 (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)	(44)	都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	
(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号)	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	
(46)	土壤汚染対策法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号)	(46)	土壤汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 33 号)	
(47)	駐車場法 (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)	(47)	駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 36 号)	
(48)	海上交通安全法 (平成 21 年 7 月改正 法律第 69 号)	(48)	海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	
(49)	海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	(49)	海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	
(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 24 年 9 月改正 法律第 89 号)	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	
(51)	船員法 (平成 24 年 9 月改正 法律第 87 号)	(51)	船員法 (平成 29 年 4 月改正 法律第 21 号)	
(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 20 年 5 月改正 法律第 26 号)	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(53)	船舶安全法 (平成 24 年 9 月改正 法律第 89 号)	(53)	船舶安全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(54)	自然環境保全法 (平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号)	(54)	自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(55)	自然公園法 (平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号)	(55)	自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	
(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号)	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	
(58)	河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	(58)	河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	
(59)	技術士法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 74 号)	(59)	技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(60)	漁業法 (平成 23 年 5 月改正 法律第 35 号)	(60)	漁業法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 94 号)	
(61)	空港法 (平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号)	(61)	空港法 (平成 25 年 6 月改正 法律第 76 号)	
(62)	計量法 (平成 23 年 8 月改正 法律第 105 号)	(62)	計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(63)	厚生年金保険法 (平成 24 年 8 月改正 法律第 63 号)	(63)	厚生年金保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)	
(64)	航路標識法 (平成 16 年 6 月改正 法律第 84 号)	(64)	航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	
(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 14 年 2 月改正 法律第 1 号)	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	
(66)	最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(66)	最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	
(67)	職業安定法 (平成 24 年 8 月改正 法律第 53 号)	(67)	職業安定法 (平成 29 年 3 月改正 法律第 14 号)	
(68)	所得税法 (平成 24 年 3 月改正 法律第 16 号)	(68)	所得税法 (平成 29 年 3 月改正 法律第 4 号)	
(69)	水産資源保護法 (平成 22 年 6 月改正 法律第 41 号)	(69)	水産資源保護法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 67 号)	
(70)	船員保険法 (平成 24 年 9 月改正 法律第 87 号)	(70)	船員保険法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 87 号)	
(71)	著作権法 (平成 24 年 6 月改正 法律第 43 号)	(71)	著作権法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)	
(72)	電波法 (平成 24 年 6 月改正 法律第 74 号)	(72)	電波法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 27 号)	
(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)	
(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 23 年 5 月改正 法律第 47 号)	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 29 年 3 月改正 法律第 14 号)	
(75)	農薬取締法 (平成 19 年 3 月改正 法律第 8 号)	(75)	農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年 5 月改正法律第 51 号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 3 月改正法律第 18 号)</p> <p>(79) 警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 24 年 6 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 23 年 12 月改正法律第 122 号)</p> <p>(82) 地方自治法 (平成 24 年 5 月 11 日改正 法律第 31 号)</p> <p>(83) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (平成 17 年 7 月 6 日改正 法律第 82 号)</p>		<p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 27 年 6 月法律第 50 号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月法律第 56 号)</p> <p>(79) 警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(82) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (平成 17 年 7 月改正 法律第 82 号)</p>	
3.	<p>不適當な契約図書の処置</p> <p>受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適當であつたり矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員と協議しなければならない。</p>	3.	<p>不適當な契約図書の処置</p> <p>受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不適當であつたり矛盾していたりしていることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p>	
1-1-35	<p>官公庁等への手続等</p>	1-1-35	<p>官公庁等への手続等</p>	
6.	<p>苦情対応</p> <p>受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p>	6.	<p>苦情対応</p> <p>受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p>	
7.	<p>交渉時の注意</p> <p>受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	7.	<p>交渉時の注意</p> <p>受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	
1-1-36	<p>施工時期及び施工時間の変更</p>	1-1-36	<p>施工時期及び施工時間の変更</p>	
2.	<p>休日又は夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に提出しなければならない。</p>	2.	<p>休日又は夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p>	
1-1-39	<p>特許権等</p>	1-1-39	<p>特許権等</p>	
3.	<p>著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成 22 年 12 月 3 日改正法律第 65 号 第 2 条第 1 項第 1 号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	3.	<p>著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成 28 年 5 月 27 日改正 法律第 51 号 第 2 条第 1 項第 1 号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由										
編章節条		編章節条												
1-1-42	<p>交通誘導員の配置</p> <p>（公安委員会が必要と認めた路線（区間）の場合）</p> <p>1. 交通誘導員は「警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号 一部改正：平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号）」第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。</p> <p>2. 本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年十一月十八日国家公安委員会規則第二十号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置することとする。但し、発注者と所轄警察署との協議の結果、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。</p> <p>3. 受注者は、交通誘導警備業務検定合格証明証（写し）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>4. 交通誘導員については、別表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>1. （公安委員会が必要と認めた路線（区間）以外の場合） 交通誘導員は「警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）」第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。</p> <p>2. 交通誘導員については、別表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。</p>	1-1-42	<p>交通誘導警備員の配置</p> <p>【公安委員会が必要と認めた路線（区間）の場合】</p> <p>1. 交通誘導警備員は「警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号 一部改正：平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号）」第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。</p> <p>2. 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づき交通誘導警備検定合格者（一級又は二級）を規制箇所毎に 1 名以上配置することとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議の結果、交通誘導警備検定合格者（一級又は二級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。</p> <p>3. 受注者は交通誘導警備業務検定合格証明証（写）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>4. 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>【公安委員会が必要と認めた路線（区間）以外の場合】</p> <p>1. 交通誘導警備員は「警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）」第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。</p> <p>2. 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。</p>											
1-1-45	<p>建設副産物の処分</p> <p>1. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、（1）～（4）により取り扱うこととする。</p> <p>(1) 建設発生土</p> <p>①工事間流用等で受入地に搬出する場合</p> <p>本工事の建設発生土について、受入場所（施設）及び受入条件は別表のとおりとする。なお、これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</p>	1-1-45	<p>建設副産物の処分</p> <p>1. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、(1)～(4)により取り扱うこととする。</p> <p>(1) 建設発生土</p> <p>①工事間流用等で受入地に搬出する場合</p> <p>本工事の建設発生土について、受入場所（施設）及び受入条件は下表のとおりとする。なお、これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1648 2567 1921"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>受入場所（施設）</th> <th>片道 運搬距離</th> <th>受入期間 及び受入時間</th> <th>その他 受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇工事現場 発注者 〇〇土木事務所</td> <td>〇〇km</td> <td>(土工工期) 平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件	建設発生土	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇工事現場 発注者 〇〇土木事務所	〇〇km	(土工工期) 平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日		
建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件										
建設発生土	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇工事現場 発注者 〇〇土木事務所	〇〇km	(土工工期) 平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日											

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由										
編章節条		編章節条												
	<p>②民間受入施設等へ搬出する場合</p> <p>本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は県マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。</p>		<p>②民間受入施設等へ搬出する場合</p> <p>本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>受入場所（施設）</th> <th>片道 運搬距離</th> <th>受入期間 及び受入時間</th> <th>その他 受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇建設(株)</td> <td>〇〇km</td> <td>(土工工期) 平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件	建設発生土	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇建設(株)	〇〇km	(土工工期) 平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日		
建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件										
建設発生土	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇建設(株)	〇〇km	(土工工期) 平成〇年〇月〇日 ～平成〇年〇月〇日											
(2)	<p>伐木材、伐根材、倒木</p> <p>本工事における立木の伐開等に伴い発生する木材については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。</p>	(2)	<p>伐木材、伐根材、倒木</p> <p>本工事における立木の伐開等に伴い発生する木材については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。</p> <p>また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物</th> <th>受入場所（施設）</th> <th>片道 運搬距離</th> <th>受入期間 及び受入時間</th> <th>その他 受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生木材 (伐木材、伐 根材等)</td> <td>〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇番地 〇〇センター</td> <td>〇〇km</td> <td>〇月〇日～〇日、〇月〇日～ 〇月〇日及び日曜・祝日 を除く 毎日〇時～〇時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件	建設発生木材 (伐木材、伐 根材等)	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇番地 〇〇センター	〇〇km	〇月〇日～〇日、〇月〇日～ 〇月〇日及び日曜・祝日 を除く 毎日〇時～〇時		
建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件										
建設発生木材 (伐木材、伐 根材等)	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇番地 〇〇センター	〇〇km	〇月〇日～〇日、〇月〇日～ 〇月〇日及び日曜・祝日 を除く 毎日〇時～〇時											
(3)	<p>特定建設資材廃棄物</p> <p>本工事における特定建設資材廃棄物については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。但し、建設工事請負契約書における「7 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」に定める事項については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。</p>	(3)	<p>特定建設資材廃棄物</p> <p>本工事における特定建設資材廃棄物については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。但し、建設工事請負契約書における「7 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」に定める事項については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。</p>											

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）					改正理由
編章節条		編章節条					
			建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
			コンクリート塊	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇番地 〇〇特別ゾーン	〇〇km	〇月〇日～〇日、〇月〇日～ 〇月〇日及び日曜・祝日 を除く 毎日〇時～〇時	最大粒径〇cmま で可 鉄筋入は不可
			アスファルト・コンクリート 塊	同 上	〇〇km	同 上	
			建設発生木材 (木造解体等)	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇工事現場 〇〇センター	〇〇km	同 上	
(4)	建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外） 本工事で発生する建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、再資源化施設等に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。 また、受入施設の変更にかかる設計変更については、2. によるものとする。	(4)	建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外） 本工事で発生する建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、再資源化施設等に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更については、2. によるものとする。				
3.	産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、 検査時及び監督職員等 より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。	3.	産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、 監督職員又は検査職員 より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。 なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。				
第2章 第2節	土 工 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 8 月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 22 年 4 月) 日本道路協会 道路土工－一切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月)	第2章 第2節	土 工 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年 8 月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 22 年 4 月) 日本道路協会 道路土工－一切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年 6 月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成 25 年 12 月)				

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																
編章節条		編章節条																																																																		
	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成 25 年 12 月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 14 年 5 月) 建設省 堤防余盛基準について (昭和 44 年 1 月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 12 年 2 月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成 14 年 10 月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成 11 年 12 月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成 21 年 4 月) 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成 18 年 6 月) 国土交通省 発生土利用基準 (平成 18 年 8 月)		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 14 年 5 月) 建設省 堤防余盛基準について (昭和 44 年 1 月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 25 年 12 月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成 21 年 4 月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成 27 年 3 月) 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成 18 年 6 月) 国土交通省 発生土利用基準 (平成 18 年 8 月)																																																																	
第3節	河川土工・砂防土工	第3節	河川土工・砂防土工																																																																	
2-3-1	一般事項	1-2-3-1	一般事項																																																																	
2.	地山の土及び岩の分類 地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成時に提出 しなければならない。	2.	地山の土及び岩の分類 地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により、監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。																																																																	
	表2-1 土及び岩の分類表		表1-2-1 土及び岩の分類表																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th colspan="2">説 明</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土</td> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td> <td>礫 (G) 礫質土 (GF)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td>バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土</td> <td>砂 (S)</td> </tr> <tr> <td>砂質土 (普通土)</td> <td>掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)</td> </tr> <tr> <td>粘性</td> <td>粘性土</td> <td>バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト (M) 粘性土 (C)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明		摘 要	A	B	C				土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫 (G) 礫質土 (GF)	砂質土及び砂	砂	バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂 (S)	砂質土 (普通土)	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)	粘性	粘性土	バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト (M) 粘性土 (C)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th colspan="2">説 明</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土</td> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土</td> <td>礫 (G) 礫質土 (GF)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td>バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土</td> <td>砂 (S)</td> </tr> <tr> <td>砂質土 (普通土)</td> <td>掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)</td> </tr> <tr> <td>粘性土</td> <td>粘性土</td> <td>バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト (M) 粘性土 (C)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明		摘 要	A	B	C				土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫 (G) 礫質土 (GF)	砂質土及び砂	砂	バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂 (S)	砂質土 (普通土)	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)	粘性土	粘性土	バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト (M) 粘性土 (C)	
名 称			説 明		摘 要																																																															
A	B	C																																																																		
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫 (G) 礫質土 (GF)																																																															
	砂質土及び砂	砂	バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂 (S)																																																															
		砂質土 (普通土)	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)																																																															
	粘性	粘性土	バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト (M) 粘性土 (C)																																																															
名 称			説 明		摘 要																																																															
A	B	C																																																																		
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫 (G) 礫質土 (GF)																																																															
	砂質土及び砂	砂	バケツ等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂 (S)																																																															
		砂質土 (普通土)	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)																																																															
	粘性土	粘性土	バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト (M) 粘性土 (C)																																																															

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）						改 正（平成 31 年 4 月）						改正理由		
編章節条						編章節条								
2-3-3	盛土工 4. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。 また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。 5. 石が混入する盛土材料の処置 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まら	土	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトグラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト (M) 粘性土 (C) 火山灰質粘性土	1-2-3-3	盛土工 4. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。 5. 石が混入する盛土材料の処置 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が1箇所に集まらな		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトグラフィカビリティが悪いもの。	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト (M) 粘性土 (C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土 (O)	
		岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土岩塊 起砕された岩、ごろごろした河床	岩塊 玉石			岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床			
		軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもので及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec			軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもので及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec	
				II	凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目によって相当進んでいるもの。 き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。						II	凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目によって相当進んでいるもの。き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。		
		硬岩	中硬岩		石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。	地山弾性波速度 2000~4000m/sec			硬岩	中硬岩		石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。	地山弾性波速度 2000~4000m/sec	
				硬岩	I						花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上		
		II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。 き裂が少なく、よく密着しているもの。			II			けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。					

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-3-4	<p>ないようになさなければならない。</p> <p>盛土補強工</p> <p>6. 盛土縦断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に 5 cm 程度の重ね合せ幅を確保するものとする。</p> <p>8. 盛土材のまき出し及び締固め 受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第 1 編 2-3-3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。</p>	1-2-3-4	<p>いようになさなければならない。</p> <p>盛土補強工</p> <p>6. 盛土縦断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。</p> <p>8. 盛土材のまき出し及び締固め 受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第 1 編 1-2-3-3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。</p>	
第 4 節	道路土工	第 4 節	道路土工	
2-4-1	一般事項	1-2-4-1	一般事項	
3.	<p>構造物取付け部</p> <p>受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。</p> <p>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成 24 年 3 月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）を参考とする。</p>	3.	<p>構造物取付け部</p> <p>受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。</p> <p>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）を参考とする。</p>	
4.	<p>地山の土及び岩の分類</p> <p>地山の土及び岩の分類は、表 2-1 によるものとする。</p> <p>受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	4.	<p>地山の土及び岩の分類</p> <p>地山の土及び岩の分類は、表 1-2-1 によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>	
14.	<p>伐開発生物の処理方法</p> <p>受注者は、伐開発根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>	14.	<p>伐開発生物の処理方法</p> <p>受注者は、伐開発根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	
2-4-3	路体盛土工	1-2-4-3	路体盛土工	
9.	<p>狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ロ</p>	9.	<p>狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ロ</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-4-4	<p>ーラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。</p> <p>7. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。</p> <p>11. 接続部の緩和区間 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。</p> <p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 3. 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成 25 年 3 月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成 25 年 3 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成 25 年 3 月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成 24 年 6 月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 7 月 31 日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成 14 年 7 月 31 日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成 20 年 8 月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成 21 年 9 月）</p> <p>2. 許容塩化物量 （2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行</p>	1-2-4-4	<p>ーラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。</p> <p>7. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や、狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。</p> <p>11. 接続部の緩和区間 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。</p> <p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 3. 適用規定（2） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成 30 年 3 月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 1. 適用規定 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成 30 年 3 月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成 30 年 3 月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成 24 年 6 月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成 14 年 7 月 31 日） 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成 14 年 7 月 31 日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成 19 年 8 月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成 21 年 9 月） 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成 28 年 7 月）</p> <p>2. 許容塩化物量 （2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 3-3-2 1. (2) (3) (4) 2. 3.	<p>う製品における許容塩化物量（C1-）は0.30 kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。</p> <p>レディーミクストコンクリート</p> <p>工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(2) (1)により難しい場合は、JIS表示認証工場であつ、コンクリート主任技士等が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>なお、この場合は、○適マーク承認工場からの調達ができない理由について、「レディーミクストコンクリートの調達調書」（以下、「調達調書」という。）により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>(3) (2)により難しい場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。また、コンクリート主任技士等が常駐しており配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>なお、この場合は、JIS表示認証工場からの調達ができない理由について「調達調書」を提出し、監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>(4) JIS表示認証工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリートを用いる場合、又はJIS表示認証工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1編3-3-3の「配合」・第1編3-5-4「材料の計量及び練混ぜ」の規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>2. JISのレディーミクストコンクリート</p> <p>受注者は、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があつた場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>なお、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があつた場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>3. JIS以外のレディーミクストコンクリート</p>	第3節 1-3-3-2 1. (2) (3) 2. 3.	<p>う製品における許容塩化物量（C1-）は0.30 kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。</p> <p>レディーミクストコンクリート</p> <p>工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(2) (1)により難しい場合は、JIS表示認証工場であつ、コンクリート主任技士等が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>なお、この場合は、○適マーク承認工場からの調達ができない理由について、工事打合せ簿により提出し、監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>(3) (2)により難しい場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。また、コンクリート主任技士等が常駐しており配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>なお、この場合は、JIS表示認証工場からの調達ができない理由について、工事打合せ簿により提出し、監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>2. JISのレディーミクストコンクリート</p> <p>受注者は、第1編1-3-3-2第1項(1)、(2)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があつた場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>なお、第1編1-3-3-2第1項(1)、(2)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書又はバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があつた場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>3. JIS以外のレディーミクストコンクリート</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>		<p>受注者は、第1編1-3-3-2第1項(3)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	
第5節	現場練りコンクリート	第5節	現場練りコンクリート	
3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
1.	計量装置	1.	計量装置	
(1)	<p>各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できる。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p>	(1)	<p>各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。</p>	
(2)	<p>受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。</p> <p>なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。</p>	(2)	<p>受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。</p> <p>なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>	
2.	材料の計量	2.	材料の計量	
(1)	<p>受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	(1)	<p>受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」又は連続測定が可能な簡易試験方法又は監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	
(4)	<p>連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p>	(4)	<p>連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p>	
3.	練混ぜ	3.	練混ぜ	
(2)	<p>受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	(2)	<p>受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合は1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合は1分とする。	
(11)	受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。	(11)	受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。	
第6節	運搬・打設	第6節	運搬・打設	
3-6-4	打設	1-3-6-4	打設	
1.	一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	1.	一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	
3-6-5	締固め	1-3-6-5	締固め	
1.	一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレータ-を用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレータ-の使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1.	一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。	
2.	締固め方法 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	2.	締固め方法 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠の隅々に行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	
3-6-7	打継目	1-3-6-7	打継目	
1.	一般事項 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	1.	一般事項 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	
4.	新コンクリートの打継時の注意 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材粒、品質の	4.	新コンクリートの打継時の注意 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材、品質の悪いコン	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。</p> <p>また、受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。</p>		<p>クリート、雑物などを取り除き、吸水させなければならない。また、受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合は、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。</p>	
8.	<p>伸縮継目</p> <p>受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚 1 cm、施工間隔 10m 程度とする。</p>	8.	<p>伸縮継目</p> <p>伸縮継目の目地の材質、厚さ、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は、瀝青系目地材料厚は 1 cm、施工間隔 10m 程度とする。</p>	
9.	<p>ひび割れ誘発目地</p> <p>受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設けようとする場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。</p> <p>ひび割れ誘発目地は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。</p>	9.	<p>ひび割れ誘発目地</p> <p>受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。</p>	
3-6-8	<p>表面仕上げ</p> <p>2. せき板に接しない面の仕上げ</p> <p>受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。</p>	1-3-6-8	<p>表面仕上げ</p> <p>2. せき板に接しない面の仕上げ</p> <p>受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、均したコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。</p>	
3-6-9	<p>養生</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2. 湿潤状態の保持</p> <p>受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表 3-3 の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</p>	1-3-6-9	<p>養生</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないよう養生しなければならない。</p> <p>2. 湿潤状態の保持</p> <p>受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。</p> <p>養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切な湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 1-3-3 を標準とする。</p>	
第 7 節	鉄筋工	第 7 節	鉄筋工	
3-7-1	<p>一般事項</p> <p>2. 照査</p> <p>受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また</p>	1-3-7-1	<p>一般事項</p> <p>2. 照査</p> <p>受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また、打</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し確認を求めなければならない。		込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	
3.	亜鉛メッキ鉄筋の加工 受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法で行わなければならない。	3.	亜鉛めっき鉄筋の加工 受注者は、亜鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法で行わなければならない。	
3-7-3	加工	1-3-7-3	加工	
2.	鉄筋加工時の温度 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。	2.	鉄筋加工時の温度 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
3.	鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3.	鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3-7-4	組立て	1-3-7-4	組立て	
1.	一般事項 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。	1.	一般事項 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し、浮きさびや鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。	
2.	配筋・組立 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。 また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	2.	配筋・組立 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	
4.	コンクリート打設前の点検、清掃 受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。	4.	コンクリート打設前の点検、清掃 受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、泥、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-7-5	<p>継手</p> <p>5. 継ぎたし鉄筋の保護</p> <p>受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。</p>	1-3-7-5	<p>継手</p> <p>5. 継ぎたし鉄筋の保護</p> <p>受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。</p>	
3-7-6	<p>ガス圧接</p> <p>1. 圧接工の資格</p> <p>圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コン 1 クリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員または検査員から請求があった場合は、資格証明書の写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	1-3-7-6	<p>ガス圧接</p> <p>1. 圧接工の資格</p> <p>圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員又は検査職員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</p>	
第8節	型枠・支保	第8節	型枠・支保	
3-8-2	<p>構造</p> <p>3. 型枠の構造</p> <p>受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。</p>	1-3-8-2	<p>構造</p> <p>3. 型枠の構造</p> <p>受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板又はパネルの継目はなるべく部材軸に直角又は平行とし、モルタルの漏れない構造にしなければならない。</p>	
第9節	暑中コンクリート	第9節	暑中コンクリート	
3-9-2	<p>施工</p> <p>1. 施工計画書</p> <p>受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。</p> <p>なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p>	1-3-9-2	<p>施工</p> <p>1. 施工計画書</p> <p>暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。</p> <p>なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p>	
3.	<p>打設時のコンクリート温度</p> <p>打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。</p>	3.	<p>打設時のコンクリート温度</p> <p>打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p>	
第10節	寒中コンクリート	第10節	寒中コンクリート	
3-10-2	<p>施工</p>	1-3-10-2	<p>施工</p>	

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																				
編章節条		編章節条																																																						
2.	熱量損失の低減 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練りまぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。	2.	熱量損失の低減 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。																																																					
3-10-3	養生	1-3-10-3	養生																																																					
5.	養生中のコンクリート温度	5.	養生中のコンクリート温度																																																					
<p>表 3-4 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">養生温度</th> <th rowspan="2">セメントの種類</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th>混合 セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>		養生温度	セメントの種類	普通の場合			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合 セメントB種	(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>表 1-3-4 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">養生温度</th> <th rowspan="2">型枠の取外し直後に 構造物が曝される環境</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通 ポルトランド セメント</th> <th>早強 ポルトランド セメント</th> <th>混合 セメント B種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。 水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>		養生温度	型枠の取外し直後に 構造物が曝される環境	セメントの種類			普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメント B種	(1) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が高い場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が低い場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	
養生温度	セメントの種類			普通の場合																																																				
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合 セメントB種																																																				
(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
養生温度	型枠の取外し直後に 構造物が曝される環境	セメントの種類																																																						
		普通 ポルトランド セメント	早強 ポルトランド セメント	混合 セメント B種																																																				
(1) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が高い場合	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) コンクリート表面が 水で飽和される頻度 が低い場合	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
12節 3-12-2	水中コンクリート 施工	第12節 1-3-12-2	水中コンクリート 施工																																																					
2.	水中落下の防止 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないような工夫をしなければならない。	2.	水中落下の防止 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。																																																					
4.	レイタンス発生の防止	4.	レイタンス発生の防止																																																					

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。		受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかき乱さないようにしなければならない。	
6.	水中コンクリート型枠 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、 水面の高さ以上のところに 、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。	6.	水中コンクリート型枠 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。	
7.	水中コンクリートの打設方法 受注者は、 コンクリートは 、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー または コンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議の うえ施工 しなければならない。	7.	水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー 又は コンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	
3-13-4	運搬打設	1-3-13-4	運搬打設	
3.	打設	3.	打設	
(8)	受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、 気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。			
第14節	プレパックドコンクリート	第14節	プレパックドコンクリート	
3-14-2	施工機器	1-3-14-2	施工機器	
3.	注入管 受注者は、 確実に 、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。	3.	注入管 受注者は、 確実に かつ円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。	

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																						
編章節条		編章節条																																																																								
第 1 章 第 2 節 1.	<p>一般事項</p> <p>工事材料の品質</p> <p>一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>なお、J I S規格品のうちJ I Sマーク表示が認証されJ I Sマーク表示がされている材料・製品等（以下、「J I Sマーク表示品」という）については、J I Sマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p>	第 1 章 第 2 節 1.	<p>一般事項</p> <p>工事材料の品質</p> <p>一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p>																																																																							
4.	<p>見本・品質証明資料</p> <p>受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料の使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p>	4.	<p>見本・品質証明資料</p> <p>受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料及び受注者が確認を必要と判断した材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できるものとする。</p>																																																																							
第 2 章 第 3 節 2-3-1	<p>土木工事材料</p> <p>骨 材</p> <p>一般事項</p>	第 2 章 第 3 節 2-2-3-1	<p>土木工事材料</p> <p>骨 材</p> <p>一般事項</p>																																																																							
8.	<p>海砂の塩分の許容限度</p> <p>受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。</p>	8.	<p>海砂の塩分の許容限度</p> <p>受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。</p>																																																																							
2-3-2	<p>セメントコンクリート用骨材</p>	2-2-3-2	<p>セメントコンクリート用骨材</p>																																																																							
1.	<p>細骨材及び粗骨材の粒度</p> <p>表 2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p>	1.	<p>細骨材及び粗骨材の粒度</p> <p>表 2-2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p>																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th colspan="12">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>粗骨材の大きさ (mm)</th> <th>100</th> <th>80</th> <th>60</th> <th>50</th> <th>40</th> <th>30</th> <th>25</th> <th>20</th> <th>15</th> <th>10</th> <th>5</th> <th>2.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50-5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>95~100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>35~70</td> <td>-</td> <td>10~30</td> <td>-</td> <td>0~5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)												粗骨材の大きさ (mm)	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5	50-5	-	-	100	95~100	-	-	35~70	-	10~30	-	0~5	-		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ふるいの呼び寸法(mm)</th> <th colspan="10">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>粗骨材の 最大</th> <th>50</th> <th>40</th> <th>25</th> <th>20</th> <th>15</th> <th>13</th> <th>10</th> <th>5</th> <th>2.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>100</td> <td>95~100</td> <td>-</td> <td>35~70</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10~30</td> <td>0~5</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)										粗骨材の 最大	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5	40	100	95~100	-	35~70	-	-	10~30	0~5	-	
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																																									
粗骨材の大きさ (mm)	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5																																																														
50-5	-	-	100	95~100	-	-	35~70	-	10~30	-	0~5	-																																																														
ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																																									
粗骨材の 最大	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5																																																																	
40	100	95~100	-	35~70	-	-	10~30	0~5	-																																																																	

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）													改 正（平成 31 年 4 月）										改正理由			
編章節条													編章節条													
	40-5	-	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	0~ 5	-	25	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	10~ 35	0~ 10	0~ 5			
	30-5	-	-	-	-	100	95~ 100	-	40~ 75	-	10~ 35	0~ 10	0~ 5	20	-	-	100	90~ 100	-	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5			
	25-5	-	-	-	-	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	0~ 10	0~ 5	10	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 15	0~ 5			
	20-5	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5													
	15-5	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5													
	10-5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 40	0~ 10													
	50-25※	-	-	100	90~ 100	35~ 70	-	0~ 15	-	0~ 5	-	-	-													
	40-20※	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	-	0~ 5	-	-													
	30-15※	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	0~ 10	-	-													
	<p>〔注〕 ※の粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。</p>																									
2.	細骨材及び粗骨材の使用規定 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。 また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。												2.	細骨材及び粗骨材の使用規定 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。 また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。												
5.	すりへり減量の限度 舗装用コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は 35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が 25%以下のものを使用するものとする。												5.	すりへり減量の限度 舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は 35%以下とする。 なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が 25%以下のものを使用するものとする。												
2-3-3	アスファルト舗装用骨材												2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材												
4.	鉄鋼スラグ 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表 2-8 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。												4.	鉄鋼スラグ 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表 2-2-8 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準は JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。												
6.	製鋼スラグの規格 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）												6.	鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用） 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）												

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由																																																																																																																																																					
編章節条		編章節条																																																																																																																																																							
8.	<p>の規格は、表2-10の規格に適合するものとする。</p> <p>スクリーニングス粒度の規格</p> <p>表2-11 スクリーニングスの粒度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ふるい目の開き 呼び名 種類</th> <th colspan="6">ふるいを通るものの質量百分率 %</th> </tr> <tr> <th>4. 75mm</th> <th>2. 36m</th> <th>600 μ m</th> <th>300 μ m</th> <th>150 μ m</th> <th>75 μ m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクリー ニングス</td> <td>F. 2. 5</td> <td>100</td> <td>85~100</td> <td>25~55</td> <td>15~40</td> <td>7~28</td> <td>0~20</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目の開き 呼び名 種類		ふるいを通るものの質量百分率 %						4. 75mm	2. 36m	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m	スクリー ニングス	F. 2. 5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20	8.	<p>は、表2-2-10の規格に適合するものとする。</p> <p>スクリーニングス粒度の規格</p> <p>表2-2-11 スクリーニングスの粒度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種 類</th> <th rowspan="3">呼び名</th> <th colspan="6">通過質量百分率 %</th> </tr> <tr> <th colspan="6">ふるいの目の開き</th> </tr> <tr> <th>4. 75mm</th> <th>2. 36mm</th> <th>600 μ m</th> <th>300 μ m</th> <th>150 μ m</th> <th>75 μ m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクリー ニング</td> <td>F-2. 5</td> <td>100</td> <td>85~100</td> <td>25~55</td> <td>15~40</td> <td>7~28</td> <td>0~20</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	呼び名	通過質量百分率 %						ふるいの目の開き						4. 75mm	2. 36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m	スクリー ニング	F-2. 5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20																																																																																																				
ふるい目の開き 呼び名 種類				ふるいを通るものの質量百分率 %																																																																																																																																																					
		4. 75mm	2. 36m	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m																																																																																																																																																		
スクリー ニングス	F. 2. 5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20																																																																																																																																																		
種 類	呼び名	通過質量百分率 %																																																																																																																																																							
		ふるいの目の開き																																																																																																																																																							
		4. 75mm	2. 36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m																																																																																																																																																		
スクリー ニング	F-2. 5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20																																																																																																																																																		
2-3-6	安定材	2-2-3-6	安定材																																																																																																																																																						
1.	<p>瀝青材料の品質</p> <p>表2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="4">項目</th> </tr> <tr> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47. 0~55. 0</td> <td>44. 0~52. 0</td> <td>42. 0~50. 0</td> <td>40. 0~50. 0</td> </tr> <tr> <td>伸度 (15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99. 0以上</td> <td>99. 0以上</td> <td>99. 0以上</td> <td>99. 0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0. 6以下</td> <td>0. 6以下</td> <td>0. 6以下</td> <td>0. 6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率%</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>1. 000以上</td> <td>1. 000以上</td> <td>1. 000以上</td> <td>1. 000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければ ならない。</p>	種 類	項目				40~60	60~80	80~100	100~120	針入度 (25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	軟化点 ℃	47. 0~55. 0	44. 0~52. 0	42. 0~50. 0	40. 0~50. 0	伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	薄膜加熱質量変化率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	薄膜加熱針入度残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	密 度 (15℃) g/cm ³	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1.	<p>瀝青材料の品質</p> <p>表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="7">項目</th> </tr> <tr> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~ 120</th> <th>120~ 150</th> <th>150~ 200</th> <th>200~ 300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>40を超 60以下</td> <td>60を超 80以下</td> <td>80を超 100以下</td> <td>100を超 120以下</td> <td>120を超 150以下</td> <td>150を超 200以下</td> <td>200を超 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47. 0~ 55. 0</td> <td>44. 0~ 52. 0</td> <td>42. 0~ 50. 0</td> <td>40. 0~ 50. 0</td> <td>38. 0~ 48. 0</td> <td>30. 0~ 45. 0</td> <td>30. 0~ 45. 0</td> </tr> <tr> <td>伸度 (15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可 溶分 %</td> <td>99. 0以 上</td> <td>99. 0以 上</td> <td>99. 0以 上</td> <td>99. 0以 上</td> <td>99. 0以 上</td> <td>99. 0以 上</td> <td>99. 0以 上</td> </tr> <tr> <td>引火点℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率 %</td> <td>0. 6以下</td> <td>0. 6以下</td> <td>0. 6以下</td> <td>0. 6以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入 度 残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率 %</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0. 5以下</td> <td>1. 0以下</td> <td>1. 0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針 入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>1. 000以 上</td> <td>1. 000以 上</td> <td>1. 000以 上</td> <td>1. 000以 上</td> <td>1. 000以 上</td> <td>1. 000以 上</td> <td>1. 000以 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	種 類	項目							40~60	60~80	80~100	100~ 120	120~ 150	150~ 200	200~ 300	針入度 (25℃) 1/10mm	40を超 60以下	60を超 80以下	80を超 100以下	100を超 120以下	120を超 150以下	150を超 200以下	200を超 300以下	軟化点 ℃	47. 0~ 55. 0	44. 0~ 52. 0	42. 0~ 50. 0	40. 0~ 50. 0	38. 0~ 48. 0	30. 0~ 45. 0	30. 0~ 45. 0	伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可 溶分 %	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	-	-	-	薄膜加熱針入 度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0. 5以下	1. 0以下	1. 0以下	蒸発後の針 入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密 度 (15℃) g/cm ³	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	
種 類	項目																																																																																																																																																								
	40~60	60~80	80~100	100~120																																																																																																																																																					
針入度 (25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下																																																																																																																																																					
軟化点 ℃	47. 0~55. 0	44. 0~52. 0	42. 0~50. 0	40. 0~50. 0																																																																																																																																																					
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																					
トルエン可溶分 %	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上	99. 0以上																																																																																																																																																					
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上																																																																																																																																																					
薄膜加熱質量変化率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下																																																																																																																																																					
薄膜加熱針入度残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上																																																																																																																																																					
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下																																																																																																																																																					
密 度 (15℃) g/cm ³	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上	1. 000以上																																																																																																																																																					
種 類	項目																																																																																																																																																								
	40~60	60~80	80~100	100~ 120	120~ 150	150~ 200	200~ 300																																																																																																																																																		
針入度 (25℃) 1/10mm	40を超 60以下	60を超 80以下	80を超 100以下	100を超 120以下	120を超 150以下	150を超 200以下	200を超 300以下																																																																																																																																																		
軟化点 ℃	47. 0~ 55. 0	44. 0~ 52. 0	42. 0~ 50. 0	40. 0~ 50. 0	38. 0~ 48. 0	30. 0~ 45. 0	30. 0~ 45. 0																																																																																																																																																		
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																		
トルエン可 溶分 %	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上	99. 0以 上																																																																																																																																																		
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上																																																																																																																																																		
薄膜加熱質量 変化率 %	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	0. 6以下	-	-	-																																																																																																																																																		
薄膜加熱針入 度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																		
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0. 5以下	1. 0以下	1. 0以下																																																																																																																																																		
蒸発後の針 入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																		
密 度 (15℃) g/cm ³	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上	1. 000以 上																																																																																																																																																		

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2.	セメント安定処理に使用するセメント セメント安定処理に使用するセメントは、 JIS に規定されている JIS R 5210（ポルトランドセメント）、及び JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	2.	セメント安定処理に使用するセメント セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）及び JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	
第5節	鋼 材	第5節	鋼 材	
2-5-1	一般事項	2-2-5-1	一般事項	
2.	鋼材取扱いの注意 受注者は鋼材を じんあい や油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。	2.	鋼材取扱いの注意 受注者は、鋼材を 塵埃 や油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。	
2-5-2	構造用圧延鋼材 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）	2-2-5-2	構造用圧延鋼材 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板）	
2-5-6	ボルト用鋼材 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS B 1180（六角ボルト） JIS B 1181（六角ナット） JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット） JIS B 1256（平座金） JIS B 1198（頭付きスタッド） JIS M 2506（ロックボルト及びその構成部品） 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会） (1971)	2-2-5-6	ボルト用鋼材 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS B 1180（六角ボルト） JIS B 1181（六角ナット） JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット） JIS B 1256（平座金） JIS B 1198（頭付きスタッド） JIS M 2506（ロックボルト及びその構成部品） 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）	
第6節	セメント及び混和材料	第6節	セメント及び混和材料	
2-6-2	セメント	2-2-6-2	セメント	
4.	原材料、 製造方法 、検査等の規定 原材料、 製造方法 、検査、包装及び表示は、JIS R5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。	4.	原材料、検査等の規定 原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。	
2-6-3	混和材料	2-2-6-3	混和材料	
5.	急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102- 2005 吹付けコンクリート（モ	5.	急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編） JSCE-D 102- 2013 吹付けコンクリート（モ	

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																																												
編章節条		編章節条																																																																																														
2-6-4	<p>ルタル) 用急結剤品質規格 (案) 」 (土木学会、平成 22 年 11 月) に適合するものとする。</p> <p>2-6-4 コンクリート用水</p> <p>2. 海水の使用禁止</p> <p>受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いて良いものとする。</p>	2-2-6-4	<p>ルタル) 用急結剤品質規格 (案) 」 (土木学会、平成 25 年 11 月) の規格に適合するものとする。</p> <p>2-2-6-4 コンクリート用水</p> <p>2. 海水の使用禁止</p> <p>受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。</p>																																																																																													
第 8 節	<p>第 8 節 瀝青材料</p> <p>2-8-1 一般瀝青材料</p> <p>5. 石油アスファルト乳剤</p> <p>表 2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類および記号</th> <th>PKR-T</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード (25°C)</td> <td></td> <td>1~10</td> </tr> <tr> <td>セイボルトフロール秒 (50°C)</td> <td>s</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm)</td> <td>%</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td></td> <td>2/3以上</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td></td> <td>陽 (+)</td> </tr> <tr> <td>留出油分 (360°Cまでの)</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25°C) 1/10mm</td> <td>60を超え150以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点</td> <td>°C</td> <td>42.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タフネス</td> <td>(25°C) N・m</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td>(15°C) N・m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テナシティ</td> <td>(25°C) N・m</td> <td>1.5以上</td> </tr> <tr> <td>(15°C) N・m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) 質量</td> <td>%</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>浸透性</td> <td>s</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5°C)</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	種類および記号		PKR-T	項目			エングラード (25°C)		1~10	セイボルトフロール秒 (50°C)	s	-	ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下	付着度		2/3以上	粒子の電荷		陽 (+)	留出油分 (360°Cまでの)		-	蒸発残留分	%	50以上	蒸発残留物	針入度 (25°C) 1/10mm	60を超え150以下	軟化点	°C	42.0以上	タフネス	(25°C) N・m	3.0以上	(15°C) N・m	-	テナシティ	(25°C) N・m	1.5以上	(15°C) N・m	-	貯蔵安定度 (24hr) 質量	%	1以下	浸透性	s	-	凍結安定度 (-5°C)		-	第 8 節	<p>第 8 節 瀝青材料</p> <p>2-2-8-1 一般瀝青材料</p> <p>5. 石油アスファルト乳剤</p> <p>表 2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類および記号</th> <th>PKR-T</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード (25°C)</td> <td></td> <td>1~10</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm)</td> <td>%</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td></td> <td>2/3以上</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td></td> <td>陽 (+)</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25°C) 1/10mm</td> <td>60を超え150以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点</td> <td>°C</td> <td>42.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タフネス</td> <td>(25°C) N・m</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td>(15°C) N・m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テナシティ</td> <td>(25°C) N・m</td> <td>1.5以上</td> </tr> <tr> <td>(15°C) N・m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24h r) 質量</td> <td>%</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	種類および記号		PKR-T	項目			エングラード (25°C)		1~10	ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下	付着度		2/3以上	粒子の電荷		陽 (+)	蒸発残留分	%	50以上	蒸発残留物	針入度 (25°C) 1/10mm	60を超え150以下	軟化点	°C	42.0以上	タフネス	(25°C) N・m	3.0以上	(15°C) N・m	-	テナシティ	(25°C) N・m	1.5以上	(15°C) N・m	-	貯蔵安定度 (24h r) 質量	%	1以下	
種類および記号		PKR-T																																																																																														
項目																																																																																																
エングラード (25°C)		1~10																																																																																														
セイボルトフロール秒 (50°C)	s	-																																																																																														
ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下																																																																																														
付着度		2/3以上																																																																																														
粒子の電荷		陽 (+)																																																																																														
留出油分 (360°Cまでの)		-																																																																																														
蒸発残留分	%	50以上																																																																																														
蒸発残留物	針入度 (25°C) 1/10mm	60を超え150以下																																																																																														
	軟化点	°C	42.0以上																																																																																													
	タフネス	(25°C) N・m	3.0以上																																																																																													
		(15°C) N・m	-																																																																																													
	テナシティ	(25°C) N・m	1.5以上																																																																																													
(15°C) N・m		-																																																																																														
貯蔵安定度 (24hr) 質量	%	1以下																																																																																														
浸透性	s	-																																																																																														
凍結安定度 (-5°C)		-																																																																																														
種類および記号		PKR-T																																																																																														
項目																																																																																																
エングラード (25°C)		1~10																																																																																														
ふるい残留分 (1.18mm)	%	0.3以下																																																																																														
付着度		2/3以上																																																																																														
粒子の電荷		陽 (+)																																																																																														
蒸発残留分	%	50以上																																																																																														
蒸発残留物	針入度 (25°C) 1/10mm	60を超え150以下																																																																																														
	軟化点	°C	42.0以上																																																																																													
	タフネス	(25°C) N・m	3.0以上																																																																																													
		(15°C) N・m	-																																																																																													
	テナシティ	(25°C) N・m	1.5以上																																																																																													
(15°C) N・m		-																																																																																														
貯蔵安定度 (24h r) 質量	%	1以下																																																																																														
2-8-3	<p>2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-24、表 2-25、表 2-26 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-24 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p>	2-2-8-3	<p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 (平成 28 年 11 月改正 政令第 343 号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2- 26 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-24 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)</p>																																																																																													

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由																																																																																																																					
編章節条		編章節条																																																																																																																							
	<p>路上表層再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単 位</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘 度（25℃）</td> <td>SFS</td> <td>15～85</td> <td>舗装調査・試験法便覧参照</td> </tr> <tr> <td>蒸 発 残 留 分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸 発 残 留 物</td> <td>引 火 点（COC）</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td>粘 度（60℃）</td> <td>mm²/S</td> <td>50～300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-25 再生用添加剤の品質（オイル系）</p> <p>路上表層再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単 位</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 火 点（COC）</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧参照</td> </tr> <tr> <td>粘 度（60℃）</td> <td>mm²/S</td> <td>50～300</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度（60℃） mm²/S</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>-3～+3</td> </tr> <tr> <td>密 度（15℃） g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 分 析</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ とすることが望ましい。</p>	項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	粘 度（25℃）	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照	蒸 発 残 留 分	%	60以上	〃	蒸 発 残 留 物	引 火 点（COC）	℃	200以上	粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300	薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	引 火 点（COC）	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照	粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300	〃	薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下	〃	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃	項 目	標準的性状	動 粘 度（60℃） mm ² /S	80～1,000	引 火 点℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	-3～+3	密 度（15℃） g/cm ³	報告	組 成 分 析	報告	<p>路上表層再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単 位</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘 度（25℃）</td> <td>SFS</td> <td>15～85</td> <td>舗装調査・試験法便覧A072</td> </tr> <tr> <td>蒸 発 残 留 分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧A079</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸 発 残 留 物</td> <td>引 火 点（COC）</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td>粘 度（60℃）</td> <td>mm²/S</td> <td>50～300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-2-25 再生用添加剤の品質（オイル系）</p> <p>路上表層再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単 位</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 火 点（COC）</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧A045</td> </tr> <tr> <td>粘 度（60℃）</td> <td>mm²/S</td> <td>50～300</td> <td>舗装調査・試験法便覧A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧A046</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度（60℃） mm²/S</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度（15℃） g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成（石油学会法JPI-5S-70-10）</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ とすることが望ましい。</p>	項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	粘 度（25℃）	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧A072	蒸 発 残 留 分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧A079	蒸 発 残 留 物	引 火 点（COC）	℃	200以上	粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300	薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	引 火 点（COC）	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045	粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300	舗装調査・試験法便覧A051	薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下	舗装調査・試験法便覧A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046	項 目	標準的性状	動 粘 度（60℃） mm ² /S	80～1,000	引 火 点℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度（15℃） g/cm ³	報告	組 成（石油学会法JPI-5S-70-10）	報告	
項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																																																																																																						
粘 度（25℃）	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照																																																																																																																						
蒸 発 残 留 分	%	60以上	〃																																																																																																																						
蒸 発 残 留 物	引 火 点（COC）	℃	200以上																																																																																																																						
	粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300																																																																																																																						
	薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下																																																																																																																						
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																																																																						
項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																																																																																																						
引 火 点（COC）	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照																																																																																																																						
粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300	〃																																																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下	〃																																																																																																																						
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	〃																																																																																																																						
項 目	標準的性状																																																																																																																								
動 粘 度（60℃） mm ² /S	80～1,000																																																																																																																								
引 火 点℃	250以上																																																																																																																								
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下																																																																																																																								
薄膜加熱質量変化率 %	-3～+3																																																																																																																								
密 度（15℃） g/cm ³	報告																																																																																																																								
組 成 分 析	報告																																																																																																																								
項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																																																																																																						
粘 度（25℃）	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧A072																																																																																																																						
蒸 発 残 留 分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧A079																																																																																																																						
蒸 発 残 留 物	引 火 点（COC）	℃	200以上																																																																																																																						
	粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300																																																																																																																						
	薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下																																																																																																																						
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																																																																						
項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法																																																																																																																						
引 火 点（COC）	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045																																																																																																																						
粘 度（60℃）	mm ² /S	50～300	舗装調査・試験法便覧A051																																																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2以下	舗装調査・試験法便覧A046																																																																																																																						
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046																																																																																																																						
項 目	標準的性状																																																																																																																								
動 粘 度（60℃） mm ² /S	80～1,000																																																																																																																								
引 火 点℃	250以上																																																																																																																								
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2以下																																																																																																																								
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																																																																																								
密 度（15℃） g/cm ³	報告																																																																																																																								
組 成（石油学会法JPI-5S-70-10）	報告																																																																																																																								
第11節 2-11-1 4.	<p>塗 料</p> <p>一般事項</p> <p>4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格</p> <p>道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>JIS K 5621（一般用さび止めペイント） JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）</p>	第11節 2-2-11-1 4.	<p>塗 料</p> <p>一般事項</p> <p>4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格</p> <p>道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS K 5621（一般用さび止めペイント） JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</p>																																																																																																																						

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																																																																																																																																		
編章節条		編章節条																																																																																																																																																																																				
6.	<p>JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</p> <p>塗料の有効期限 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。</p>	6.	<p>塗料の有効期限 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。</p>																																																																																																																																																																																			
第 12 節	道路標識及び区画線	第 12 節	道路標識及び区画線																																																																																																																																																																																			
2-12-1	道路標識	2-2-12-1	道路標識																																																																																																																																																																																			
(4)	<p>反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-27、表 2-28 に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表 2-27、表 2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>表 2-27 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">封入レンズ型</td> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰反射材）による。</p> <p>表 2-28 反射性能（反射シートの再帰反射係数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	封入レンズ型	12'	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	20'	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1		観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青	カプセルレンズ型	12'	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11		20'	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8.0		2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	(4)	<p>反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-2-27、表 2-2-28 に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表 2-2-27、表 2-2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>表 2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。</p> <p>表 2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>8.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	8.0	12	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																															
封入レンズ型	12'	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																															
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																															
	20'	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																															
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																															
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																															
カプセルレンズ型	12'	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																															
		30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																															
	20'	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																															
		30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																																																																																															
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																															
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																																																																
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																																
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																																
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																																
	30°	100	67	14	8.0	12																																																																																																																																																																																
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																																																																																																

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																
編章節条		編章節条																		
2-12-2	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰反射材）による。</p> <p>区画線</p> <p>区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS K 5665（路面標示用塗料）</p>			30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	2-2-12-2	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。</p> <p>区画線</p> <p>区画線は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>JIS K 5665（路面標示用塗料）</p>			30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1													
		30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3													

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 用語の定義 3. 技術検査 技術検査とは、奈良県県土マネジメント部土木工事検査要領及び土木工事技術検査基準に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。 1-1-2 請負代金内訳書 1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。 2. 再資源化等に要する費用 受注者は、工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）である場合は、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用を内訳書の項目に付加しなければならない。 1-1-4 現場技術員 受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。 (2) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等は、現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。	第1章 総 則 第1節 総 則 3-1-1-1 用語の定義 3. 技術検査 技術検査とは、県土マネジメント部土木工事検査要領及び県土マネジメント部土木工事技術検査基準に基づき、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。 3-1-1-2 請負代金内訳書 1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。 3. 請負代金内訳書の提出 受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したものを、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。 3-1-1-4 現場技術員 受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。 (2) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は通知等を、現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。 3-1-1-5 支給材料及び貸与品 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1-1-1-16 支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。 2. 貸与機械の使用			

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>1-1-5 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1. 立会願の提出</p> <p>受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-7 品質証明</p> <p>(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>1-1-8 工事完成図書の納品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事完成図書とし以下の書類を提出しなければならない。</p> <p>① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）</p> <p>② 施工計画書</p> <p>③ 完成図面</p> <p>④ 工事写真</p> <p>⑤ 工事履行報告書</p> <p>⑥ 段階確認書</p> <p>2. 電子成果品</p> <p>受注者は、電子納品対象工事について、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」</p>		<p>受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事中建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p> <p>3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1. 立会依頼書の提出</p> <p>受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3-1-1-8 品質証明</p> <p>(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3-1-1-9 工事完成図書の納品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。</p> <p>①工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）</p> <p>②施工計画書</p> <p>③工事完成図</p> <p>④工事写真</p> <p>⑤工事履行報告書</p> <p>⑥段階確認書</p> <p>2. 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法とする。）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。</p> <p>3. 電子成果品</p> <p>受注者は、設計図書で電子納品の対象工事と明示された場合、「土木工事の電子納品運用ガイドライン（案）（平成 31 年 4 月・奈良県）」及び「工事完成図書の電子納品要領（平成 28 年 3 月・国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。その</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>1-1-9 中間検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、県土マネジメント部土木工事検査要領に基づく、中間検査を受けなければならない。</p> <p>2. 中間検査の適用</p> <p>中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。</p> <p>3. 中間検査の段階</p> <p>中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。</p> <p>4. 中間検査の時期選定</p> <p>中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。</p> <p>6. 適用規定</p> <p>受注者は、当該中間検査については、第3編1-1-5 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p>		<p>際、国土交通省の「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行なった上で、電子成果品を納品しなければならない。</p> <p>4. 地質調査の電子成果品等</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「土木工事の電子納品運用ガイドライン（案）（平成 31 年 4 月・奈良県）」及び「地質・土質調査成果電子納品要領（平成 28 年 10 月・国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成・納品しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>3-1-1-10 中間技術検査</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、県土マネジメント部土木工事検査要領に基づく 中間技術検査を受けなければならない。</p> <p>2. 中間技術検査の適用</p> <p>中間技術検査は、設計図書及び県土マネジメント部土木工事技術検査基準において対象工事と定められた工事について実施するものとする。</p> <p>3. 中間技術検査の段階</p> <p>中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。</p> <p>4. 中間技術検査の時期選定</p> <p>中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。</p> <p>6. 適用規定</p> <p>受注者は、当該中間技術検査については、第3編3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>3-1-1-11 施工管理</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1編の1-1-1-23 施工管理の規定による。</p> <p>3-1-1-12 工事中の安全確保</p> <p>4. 架空線等事故防止対策</p> <p>受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-13 提出書類	1. 一般事項 受注者は、提出書類を 工事請負契約関係の書式集等に基づいて 、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	3-1-1-15 提出書類	1. 一般事項 受注者は、提出書類を通知、 マニュアル及び様式集等により作成し 、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	
1-1-14 創意工夫	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時まで、監督職員に提出することができる。	3-1-1-16 創意工夫	受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として 特に 評価できる項目について、工事完成時まで 所定の様式により 、監督職員に提出することができる。	
第2章 一般施工		第2章 一般施工		
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準		
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編)	(平成 24 年 3 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(平成 29 年 11 月)	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編IV 下部構造編)	(平成 24 年 3 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(平成 29 年 11 月)	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(昭和 60 年 2 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)	(平成 29 年 11 月)	
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成 24 年 12 月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(平成 27 年 3 月)	
国土交通省 仮締切堤設置基準 (案)	(平成 22 年 6 月一部改正)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成 26 年 3 月)	
環境省 水質汚濁に係る環境基準	(平成 23 年 10 月)	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案)	(平成 26 年 12 月一部改正)	
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成 20 年 1 月)	環境省 水質汚濁に係る環境基準について	(平成 28 年 3 月)	
日本道路協会 杭基礎施工便覧	(平成 19 年 1 月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成 28 年 12 月)	
全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針	(平成 18 年 11 月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧	(平成 27 年 3 月)	
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	(平成 25 年 11 月)	全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針	(平成 25 年 10 月)	
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 24 年 4 月)	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)	
		日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)	
		国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成 27 年 3 月)	
		土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編)	(平成 25 年 11 月)	
第3節 共通の工種		第3節 共通の工種		
2-3-2 材 料		3-2-3-2 材 料		
2. コンクリート二次製品		2. コンクリート二次製品		
緑石工において、緑石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、 使用する材料は 、第2編 2-7-2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の 緑石 については JIS A5308 (レディーミクストコンクリート) に準ずる。		緑石工において、緑石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、第2編 2-2-7-2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の 緑石 については JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に準ずる。		

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能 (1) 反射体 ② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p style="text-align: center;">白色 $0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$ 橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$</p> <p>ただし、x、y は JIS Z 8701（色の表示方法－XYZ表色系及びX10Y10Z10表色系）の色度座標である。</p> <p>2-3-4 矢板工 2. 鋼矢板の継手部 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。 なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <p>2-3-5 縁石工 1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p> <p>2-3-6 小型標識工 15. 溶融亜鉛メッキの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>16. 防錆処理 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業を JIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）の規定により行わなければならない。 なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。</p>		<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下による。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能 (1) 反射体 ② 受注者は、色が白色又は橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p style="text-align: center;">白色 $0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$ 橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$</p> <p>ただし、x、y は JIS Z 8781-3（測色－第三部：CIE三刺激値）の色度座標である。</p> <p>3-2-3-4 矢板工 2. 鋼矢板の継手部 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。 なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3-2-3-5 縁石工 1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付け るものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p> <p>3-2-3-6 小型標識工 15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>16. 防錆処理 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。 なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、又は遠心分離をしなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>17. 現場仕上げ 受注者は、メッキ後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。</p> <p>2-3-8 路側防護柵工</p> <p>6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（Aは20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。</p> <p>2-3-11 コンクリート面塗装工</p> <p>1. 素地調整 （2）受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p> <p>2-3-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>3. PC 緊張の施工 （6）緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC 鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（8）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成 24 年 3 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>4. グラウトの施工 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ⑦グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。 ⑧グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の用性を検討するものとする。</p> <p>（6）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p>		<p>17. 現場仕上げ 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。</p> <p>3-2-3-8 路側防護柵工</p> <p>6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本）を与えなければならない。</p> <p>3-2-3-11 コンクリート面塗装工</p> <p>1. 素地調整 （2）受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p> <p>3-2-3-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>3. PC 緊張の施工 （6）緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC 鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（8）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>4. グラウトの施工 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ⑦グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。 ⑧グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。</p> <p>（6）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p>	

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																							
編章節条		編章節条																																																																									
2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立て施工 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 2-3 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成 22 年 11 月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 表 2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立て施工 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 2-3 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成 22 年 11 月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 表 2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立て施工 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 3-2-3 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成 25 年 11 月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 表 3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立て施工 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 3-2-3 に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成 25 年 11 月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 表 3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td rowspan="4">春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10⁴～1×10⁵</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比 重</td> <td>—</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23± 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁵	可使時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	比 重	—	23±2℃	23± 2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	6.0以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td rowspan="4">春秋用 23±2 ℃ 夏用 30±2℃ 冬用</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10⁴～10×10⁴</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>密 度</td> <td>g/cm³</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23± 2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>	品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	—	春秋用 23±2 ℃ 夏用 30±2℃ 冬用	—	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ～10×10 ⁴	可使時間	時間	2以上	だれ最小厚さ	mm	0.3以上	硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	23±2℃	23± 2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	6.0以上	
品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																							
未硬化の接着剤	外 観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—																																																																							
	粘 度	MPa・s			1×10 ⁴ ～1×10 ⁵																																																																						
	可使時間	時間			2以上																																																																						
	だれ最小厚さ	mm			0.3以上																																																																						
硬化した接着剤	比 重	—	23±2℃	23± 2℃ 7日間																																																																							
	引張強さ	N/mm ²			12.5以上																																																																						
	圧縮強さ	N/mm ²			50.0以上																																																																						
	引張せん断接着強さ	N/mm ²			12.5以上																																																																						
	接着強さ	N/mm ²			6.0以上																																																																						
品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																																																							
未硬化の接着剤	外 観	—	春秋用 23±2 ℃ 夏用 30±2℃ 冬用	—																																																																							
	粘 度	MPa・s			1×10 ⁴ ～10×10 ⁴																																																																						
	可使時間	時間			2以上																																																																						
	だれ最小厚さ	mm			0.3以上																																																																						
硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	23±2℃	23± 2℃ 7日間																																																																							
	引張強さ	N/mm ²			12.5以上																																																																						
	圧縮強さ	N/mm ²			50.0以上																																																																						
	引張せん断接着強さ	N/mm ²			12.5以上																																																																						
	接着強さ	N/mm ²			6.0以上																																																																						
(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。 2-3-16 PC箱桁製作工 2. コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工 コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、第3編 2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定。 2-3-21 ハンドホール工 1. 一般事項	(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。 3-2-3-16 PC箱桁製作工 2. コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工 コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、第3編 3-2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。 3-2-3-21 ハンドホール工 1. 一般事項																																																																										

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）			改 正（平成 31 年 4 月）			改正理由																														
編章節条			編章節条																																	
	<p>受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるよう、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p>2-3-23 現場継手工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>表 2-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>30 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>90~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径（50%平均粒径）</td> <td>10 μm程度以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. ボルトの締付け</p> <p>（6）ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチを1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。</p> <p>7. 締付け確認</p> <p>締付け確認については、以下の規定によるものとする。</p> <p>（1）締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>2-3-31 現場塗装工</p> <p>9. 塗装の禁止条件</p> <p>受注者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表 2-9 に示すとおりである。</p> <p>表 2-9 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温（℃）</th> <th>湿度（RH%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm	接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm程度以上	塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上		<p>受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p>3-2-3-23 現場継手工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>表 3-2-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>50 μm以上</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>100~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径（50%平均粒径）</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. ボルトの締付け</p> <p>（6）ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。 ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。 ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。 <p>7. 締付け確認</p> <p>（1）締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>3-2-3-31 現場塗装工</p> <p>9. 塗装の禁止条件</p> <p>受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>塗装禁止条件は、表 3-2-10 に示すとおりである。</p> <p>表 3-2-10 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温（℃）</th> <th>湿度（RH%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μm以上	接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上	塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	
項目	条件																																			
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm																																			
接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μm																																			
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																																			
亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm程度以上																																			
塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）																																		
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																		
項目	条件																																			
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μm以上																																			
接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μm																																			
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																																			
亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上																																			
塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）																																		
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																		

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）				改 正（平成 31 年 4 月）				改正理由
編章節条				編章節条				
	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下		無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下	
	有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上		有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上	
	エポキシ樹脂塗料下塗※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用※	10以下	85以上		エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	
	亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料内面用	5以下	85以上		亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	
	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上		超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	
	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） ポリウレタン樹脂塗料用下塗（低温用） ポリウレタン樹脂塗料用下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上		エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上	
	無溶剤変形性エポキシ樹脂塗料※	5以下、30以上	85以上		無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上	
	無溶剤変形性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上		無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上	
	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上		コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	
	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗料用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗料用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上		ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	
	ふっ素樹脂塗料用上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用上塗 コンクリート塗料用エポキシ樹脂塗料用上塗 コンクリート塗料用柔軟形ふっ素樹脂塗料用上塗	0以下	85以上		ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	
	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上		鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	
	注） ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。 （1）降雨等で表面が濡れているとき。 （2）風が強いとき及び塵埃が多いとき。 （3）塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき （4）炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。 （5）その他監督職員が不相当と認めたとき。				（1）降雨等で表面が濡れているとき。 （2）風が強いとき及び塵埃が多いとき。 （3）塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。 （4）炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。 （5）その他監督職員が不相当と認めたとき。			
13. 下塗り	（2）受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。 （5）受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10cm の部分に工場塗装を			13. 下塗り	（2）受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。 （5）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装			

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>行ってはならない。</p> <p>ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>14. 中塗り、上塗り</p> <p>（2）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに行わなければならない。</p> <p>15. 塗装禁止箇所</p> <p>受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを 30μm 塗布するものとする。</p> <p>16. 検査</p> <p>（3）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m² 単位毎に 25 点（1 点あたり 5 回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>（6）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>①塗膜厚測定値（5 回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の 90%以上とするものとする。</p> <p>②塗膜厚測定値（5 回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の 70%以上とするものとする。</p> <p>③塗膜厚測定値（5 回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計）の 20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。</p> <p>④平均値、最小値、標準偏差のうち 1 つでも不合格の場合は 2 倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。</p> <p>（7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を監督職員に受けなければならない。</p>		<p>を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。</p> <p>ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。</p> <p>なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>14. 中塗り、上塗り</p> <p>（2）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに行わなければならない。</p> <p>15. 塗装禁止箇所</p> <p>受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを 30μm 塗布するものとする。</p> <p>16. 検査</p> <p>（3）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m² 単位毎に 25 点（1 点あたり 5 回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1 ロットの面積が 200m² に満たない場合は 10m² ごとに 1 点とする。</p> <p>（6）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>①塗膜厚測定値（5 回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上とするものとする。</p> <p>②塗膜厚測定値（5 回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上とするものとする。</p> <p>③塗膜厚測定値（5 回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が 20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。</p> <p>④平均値、最小値、標準偏差のうち 1 つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。</p> <p>（7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで、現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>17. 記録</p> <p>(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図 2-3 のとおり記録しなければならない。</p> <p>2-3-32 かごマット工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準案」（平成 21 年 4 月 24 日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、図面及び以下による。</p> <p>3. 表示標の提出</p> <p>受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び製造年月日を記載したもの）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。</p> <p>6. 連結方法</p> <p>連結の方法はコイル式とし表 2-11 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1/2 以上（1 本/m）を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。</p> <p>表 2-11 連結コイル線</p> <p>[注] 上段：（ ）書きは、厚さ 30cm 規格の場合</p> <p>第 4 節 基礎工</p> <p>2-4-2 土台基礎工</p> <p>6. 土台基礎工に用いる木材</p> <p>受注者は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p>2-4-3 基礎工（護岸）</p> <p>5. プレキャスト法留基礎の施工</p> <p>受注者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条 1 項及び 3 項による他、沈等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。</p>		<p>17. 記録</p> <p>(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板にペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図 3-2-3 のとおり記録しなければならない。</p> <p>3-2-3-32 かごマット工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成 21 年 4 月 24 日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。</p> <p>3. 表示標の提出</p> <p>受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名、表示番号及び製造年月日を記載したもの。）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。</p> <p>6. 連結方法</p> <p>連結の方法はコイル式とし表 3-2-12 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1/2 以上（1 本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。</p> <p>表 3-2-12 連結コイル線</p> <p>[注] コイル長の上段：（ ）書きは、かごの厚さ 30cm 規格の場合</p> <p>第 4 節 基礎工</p> <p>3-2-4-2 土台基礎工</p> <p>6. 土台基礎工に用いる木材</p> <p>受注者は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p>3-2-4-3 基礎工（護岸）</p> <p>5. プレキャスト法留基礎の施工</p> <p>受注者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条 1 項及び 3 項による他、沈下等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-4-4 既製杭工 3. 試験杭の施工 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 11. 中掘り杭工法による既製杭工施工 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。 14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準） ⑧施工 8. 3 くい施工で、8. 3. 2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式 または 、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 （3）鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。 また、工事完成時に監督職員へ写しを提出しなければならない。 なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （5）受注者は、降雪雨時、強風時に露天下で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならぬ	3-2-4-4 既製杭工 3. 試験杭の施工 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。 11. 中掘り杭工法による既製杭工施工 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。 杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。 14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準） 7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式 又は 、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 （3）鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （5）受注者は、降雪雨時、強風時に露天下で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならぬ			

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>い。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。</p> <p>ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。</p> <p>2-4-5 場所打杭工</p> <p>1. 試験杭</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>4. 杭頭処理</p> <p>受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。</p> <p>10. 鉄筋かごの建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。</p> <p>13. コンクリート打設</p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。</p> <p>14. 杭頭の処理</p> <p>受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を</p>		<p>風は、セルフシールドアーク溶接の場合には 10m/sec 以内、ガスシールドアーク溶接の場合には 2m/sec 以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。</p> <p>また、気温が 5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。</p> <p>3-2-4-5 場所打杭工</p> <p>1. 試験杭</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p> <p>9. 鉄筋かごの建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>12. コンクリート打設</p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。</p> <p>13. 杭頭の処理</p> <p>受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>使用しない場合で 50 cm以上、孔内水を使用する場合で 80cm 以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。</p> <p>17. 水頭差の確保 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。 また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。</p> <p>18. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p> <p>20. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>2-4-7 オープンケーソン基礎工 3. 1 ロットのコンクリートの連続打設 受注者は、オープンケーソンの 1 ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。</p> <p>6. オープンケーソンの沈下促進 受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。</p> <p>2-4-9 鋼管矢板基礎工 1. 試験杭の施工 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験</p>		<p>レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で 50 cm以上、孔内水を使用する場合で 80cm 以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p>16. 水頭差の確保 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合においては、孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。</p> <p>17. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。</p> <p>19. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について、環境省告示、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工 3. ロットのコンクリートの連続打設 受注者は、オープンケーソンの 1 ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。</p> <p>6. オープンケーソンの沈下促進 受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。</p> <p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工 1. 試験杭の施工 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、試験杭</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>杭として鋼管矢板を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>（3）鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。また、工事完成時に監督職員へ写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>第5節 石・ブロック積（張）工</p> <p>2-5-4 緑化ブロック工</p> <p>4. 植栽養生</p> <p>受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、その原因を調査し、監督職員に報告するとともに受注者の負担において再度施工しなければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工</p> <p>2-6-2 材料</p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法</p> <p>橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2 照査」（日本道路協会、平成 24 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>6. 小規模工事の試験成績書</p> <p>受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。</p> <p>7. 小規模工事の骨材試験</p> <p>受注者は、小規模工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。</p> <p>8. 下層路盤の材料規格</p> <p>表 2-16 下層路盤の品質規格</p>		<p>として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接</p> <p>（3）鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>第5節 石・ブロック積（張）工</p> <p>3-2-5-4 緑化ブロック工</p> <p>4. 植栽養生</p> <p>受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。</p> <p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-2 材料</p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法</p> <p>橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2 照査」（日本道路協会、平成 19 年 3 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>6. 小規模工事の試験成績書</p> <p>受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。</p> <p>7. 小規模工事の骨材試験</p> <p>受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。</p> <p>8. 下層路盤の材料規格</p> <p>表 3-2-17 下層路盤の品質規格</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）					改 正（平成 31 年 4 月）					改正理由	
編章節条					編章節条						
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値		
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6以下	粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験 法便覧 F005	※6以下		
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20以上 [30以上]			修正CBR (%)	舗装調査・試験 法便覧 E001	※20以上 [30以上]		
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし		クラッシュラン鉄 鋼スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験 法便覧 E001	30以上		呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5以下			呈色判定試験	舗装調査・試験 法便覧 E002	呈色なし		
		エージング期間	—	6ヵ月以上			クラッシュラン鉄 鋼スラグ (製鋼スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験 法便覧 E001		
—	—	—	—	水浸膨張 比 (%)	舗装調査・試験 法便覧 E004	1.5以下		エージング期 間	—	6ヵ月以上	
<p>[注1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当する CBR を修正 CBR とする。</p> <p>[注2] 鉄鋼スラグにはPIは適用しない。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は [] 内の数値を適用する。</p> <p>なお 40℃で CBR 試験を行う場合は 20%以上としてよい。</p> <p>北海道地方—————20cm</p> <p>東北地方—————30cm</p> <p>その他の地域—————40cm</p> <p>[注4] 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50% 以下とするものとする。</p> <p>[注5] 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。</p> <p>ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。</p>					<p>[注1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当する CBR を修正 CBR とする。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は [] 内の数値を適用する。なお 40℃で CBR 試験を行う場合は 20%以上としてよい。</p> <p>北海道地方—————20cm</p> <p>東北地方—————30cm</p> <p>その他の地域—————40cm</p> <p>[注3] 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50% 以下とするものとする。</p> <p>[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。</p> <p>ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p>						
<p>9. 上層路盤の材料規格</p> <p>(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。</p> <p>これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-17、表2-18、表2-19の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-17 上層路盤の品質規格</p>					<p>9. 上層路盤の材料規格</p> <p>(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-2-18、表3-2-19、表3-2-20の規格に適合するものとする。</p> <p>表3-2-18 上層路盤の品質規格</p>						

現 行（平成 26 年 4 月）				改 正（平成 31 年 4 月）				改正理由	
編章節条				編章節条					
	種 別	試験項目	試験方法	規格値	種 別	試験項目	試験方法	規格値	
	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下	
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上		修正CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上	
	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下 安定性損失 率20%以下	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4以下	
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上 [90以上]		修正CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上 [90以上]	
	[注1] 調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。				[注1] 粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。				
	表 2-18 上層路盤の品質規格				表 3-2-19 上層路盤の品質規格				
	種 別	試験項目	試験方法	規格値	種 別	試験項目	試験方法	規格値	
	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし	
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5以下		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5以下	
		エージング期間	—	6ヵ月以上		エージング期間	—	6ヵ月以上	
		一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法 便覧 E013	—		修正CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上	
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80以上		単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法 便覧 A023	1.5以上	
		単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法 便覧 A023	1.5以上					
	10. 上層路盤の石油アスファルトの規格 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。				10. 上層路盤の石油アスファルトの規格 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。				
	11. アスファルト安定処理の材料規格 表 2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~30mm、13~5mm、5~0mm の 3 種類の				11. アスファルト安定処理の材料規格 表 3-2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm、13~5mm、5~0mm の 3 種類				

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>粒度や 20～13mm、13～0mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mm の粒度区分のものに適用する。</p> <p>12. 使用する水 受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。</p> <p>16. 剥離防止対策 剥離防止対策 (1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して 1～3% を標準とする。</p> <p>2-6-4 コンクリート舗装の材料 4. 転圧コンクリート舗装 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通区分 N3、N4 及び N5 においては 4.5MPa、また N6 においては 5MPa とするものとする。</p> <p>2-6-6 橋面防水工 4. 橋面防水工の施工 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第 6 章材料・施工」（日本道路協会、平成 24 年 3 月）の規定及び第 3 編 2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2-6-7 アスファルト舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (3) 受注者は、小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。</p> <p>5. 基層及び表層の規定 (2) 受注者は、小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。</p> <p>(4) 受注者は、小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）におい</p>		<p>の粒度や 20～13 mm、13～0 mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0 mm の粒度区分のものに適用する。</p> <p>12. 使用する水 受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に、油、酸、強いアルカリ、有機物等の有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。</p> <p>16. 剥離防止対策 (1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して 1～3% を標準とする。</p> <p>3-2-6-4 コンクリート舗装の材料 4. 転圧コンクリート舗装 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分 N3、N4 及び N5 においては 4.5MPa、また N6 においては 5MPa とするものとする。</p> <p>3-2-6-6 橋面防水工 4. 橋面防水工の施工 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第 6 章材料・施工」（日本道路協会、平成 19 年 3 月）の規定及び第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-6-7 アスファルト舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合には、以下の各規定による。 (3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。</p> <p>5. 基層及び表層の規定 (2) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。</p> <p>(4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）に</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>ては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。</p> <p>（8）受注者は、小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。</p> <p>2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 24 年 4 月）の規定、「舗装施工便覧第 5 章及び第 6 章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第 10 章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成 4 年 12 月）の規定、「舗装再生便覧第 2 章 2-7 施工」（日本道路協会、平成 22 年 11 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定（2）</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第 7 章ポーラスアスファルト混合物の施工、第 9 章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装再生便覧 2-7 施工」（日本道路協会、平成 22 年 11 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2-6-10 透水性舗装工</p> <p>2. ポーラスアスファルト混合物の配合</p> <p>ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第 3 編 2-6-9 排水性舗装工の規定による。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成 24 年 4 月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定</p> <p>（4）受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、</p>		<p>においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。</p> <p>（8）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。</p> <p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装施工便覧 第 5 章及び第 6 章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第 10 章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成 4 年 12 月）の規定、「舗装再生便覧第 2 章 2-7 施工」（日本道路協会 平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定（2）</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第 7 章ポーラスアスファルト混合物の施工、第 9 章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定、「舗装再生便覧 2-7 施工」（日本道路協会、平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-6-10 透水性舗装工</p> <p>2. ポーラスアスファルト混合物の配合</p> <p>ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第 3 編 3-2-6-9 排水性 舗装工の規定による。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定</p> <p>（4）受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>(3) 受注者は、小規模な工事（総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。</p> <p>9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</p> <p>(1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。</p> <p>受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成 24 年 4 月）の規定によるものとし、第 1 編 1-1-4 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定</p> <p>(3) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件」（日本道路協会、平成 12 年 5 月）に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件」（日本道路協会、平成 12 年 5 月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 2-43 によるものとする。</p> <p>2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>4. ブロック舗装工の規定</p> <p>ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第 9 章 9-4-8 インターロッキングブロック舗装」（日本道路協会、平成 24 年 4 月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第 4 章施工（日本道路協会、平成 21 年 8 月）の規定による。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>		<p>し、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>(3) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m² 未満）においては、これまでの実績（過去 1 年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。</p> <p>9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</p> <p>(1) 日平均気温が 25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が 30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下又は、舗設後 6 日以内に 0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。</p> <p>受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の規定によるものとし、第 1 編 1-1-1-4 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定</p> <p>(3) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件」（日本道路協会、平成 2 年 11 月）に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案） 4-2 配合条件」（日本道路協会、平成 2 年 11 月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 3-2-44 によるものとする。</p> <p>3-2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>4. ブロック舗装工の規定</p> <p>ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第 9 章 9-4-8 インターロッキングブロック舗装」（日本道路協会、平成 18 年 2 月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第 4 章施工（日本道路協会、昭和 60 年 9 月）の規定による。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-6-16 舗装打換え工	2. 舗設 受 信 者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	3-2-6-16 舗装打換え工	2. 舗設 受 注 者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	
2-6-18 アスファルト舗装補修工	12. クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび わ れ中のゴミ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび わ れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならぬ。	3-2-6-18 アスファルト舗装補修工	12. クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび 割 れ中のゴミ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび 割 れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し、乾燥させなければならぬ。	
2-6-19 コンクリート舗装補修工	12. クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび わ れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.80 /m ² 程度を塗布のうえ張付けなければならない。	3-2-6-19 コンクリート舗装補修工	12. クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび 割 れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.80/m ² 程度を塗布のうえ張付けなければならない。	
第7節 地盤改良工	2-7-5 パイルネット工	第7節 地盤改良工	3-2-7-5 パイルネット工	
4. 既製コンクリート杭の規定	(3) 受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員または、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。 また、工事完了時に監督職員へ提出しなければならない。	4. 既製コンクリート杭の規定	(3) 受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員又は、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。	
2-7-9 固結工	4. 地中埋設物の処置 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に 報告 後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。	3-2-7-9 固結工	4. 地中埋設物の処置 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に 連絡 後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。	
9. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員 または 検査職員に 提出 しなければならない。	9. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員 又は 検査職員 の請求があった場合は速やかに提示 しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 10 節 仮設工 2-10-5 土留・仮締切工 24. 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。		第 10 節 仮設工 3-2-10-5 土留・仮締切工 24. 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。 側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。		
2-10-16 トンネル仮設備工 5. トンネル換気設備の設置 受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。		3-2-10-16 トンネル仮設備工 5. トンネル換気設備の設置 受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時の対応についても考慮した設備としなければならない。		
第 12 節 工場製作工（共通） 2-12-2 材料 7. 工場塗装工の材料 (4) 受注者は、塗料の可使時間は、表 2-48 の基準を遵守しなければならない。 (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの 亜鉛粉末 製造後 6 カ月以内、その他の塗料は製造後 12 カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。		第 12 節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材料 7. 工場塗装工の材料 (4) 受注者は、 多液形 塗料の可使時間は、表 3-2-49 の基準を遵守しなければならない。 (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。		
2-12-3 桁製作工 1. 製作加工 (1) 原寸 ① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ③ 受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。		3-2-12-3 桁製作工 1. 製作加工 (1) 原寸 ①受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。 ③ 原寸図を作成する場合 、受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。 なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため 温度補正の必要はない。		
(2) 工作 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。		(2) 工 作 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定する		

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																													
編章節条		編章節条																															
	<p>なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 2-49 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。</p> <p>表 2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</p> <p>[注 2] 2 番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直下方向）</p> <p>（3）溶接施工</p> <p>① 受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>（6）材片の組合わせ精度</p> <p>①開先溶接</p> <p>ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm 以下</p> <p>板厚方向の材片の偏心：t ≤ 50 薄い方の板厚の 10%以下</p> <p>50 < t ≤ 5mm 以下</p> <p>t：薄い方の板厚</p> <p>裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm 以下</p> <p>開先角度：規定値±10°</p> <p>（8）予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲の母材を表 2-50 により予熱することを標準とする。</p> <p>表 2-50 予熱温度の標準</p> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が 5℃以下の場合は 20℃以上に加熱する。</p> <p>（9）溶接施工上の注意</p>	<p>シャルピー衝撃試験の結果が表 3-2-50 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上又は 5 倍以上とすることができる。</p> <p>表 3-2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</p> <p>[注 2] 2 番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直角方向）</p> <p>（3）溶接施工</p> <p>① 受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>（6）材片の組合わせ精度</p> <p>① 開先溶接</p> <p>ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm 以下</p> <p>板厚方向の材片の偏心：t ≤ 50mm 薄い方の板厚の 10%以下</p> <p>50mm < t ≤ 5mm 以下 t：薄い方の板厚</p> <p>裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm 以下</p> <p>開先角度：規定値±10°</p> <p>（8）予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲の母材を表 3-2-51 により予熱することを標準とする。</p> <p>なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 3-2-52 とする。</p> <p>表 3-2-51 予熱温度の標準</p> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が 5℃以下の場合は、20℃程度に加熱する。</p> <p>表 3-2-52 予熱温度の標準を適用する場合の PCM の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材の板厚(mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（9）溶接施工上の注意</p>	鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	鋼材の板厚(mm)						25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	
鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																												
鋼材の板厚(mm)																																	
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																												
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																												
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																												

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																																
編章節条		編章節条																																																																																		
② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。																																																																																	
<p>エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる形状寸法の材片を使用するものとする。</p> <p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。</p>	<p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。</p>	<p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。</p>	<p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。</p>																																																																																	
(11) 溶接の検査	(11) 溶接の検査	(11) 溶接の検査	(11) 溶接の検査																																																																																	
① 受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 2-51 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 3-2-53 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 3-2-53 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 3-2-53 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。																																																																																	
表 2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	表 3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	表 3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	表 3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験撮影枚数</th> <th>超音波探傷試験検査継手数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1 枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1 枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">曲 げ 部 材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1 枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹 板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1 枚（引張側）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1 枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1 枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査継手数	引張部材	1	1 枚（端部を含む）	1	圧縮部材	5	1 枚	1	曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚	1	圧縮フランジ	5	1	腹 板	応力に直角な方向の継手	1 枚（引張側）	1	応力に平行な方向の継手	1 枚（端部を含む）	1	鋼床版	1	1 枚（端部を含む）	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1 枚（端部を含む）</td> <td rowspan="6">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1 枚（端部を含む）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲 げ 部 材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1 枚（端部を含む）</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹 板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1 枚（引張側）</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1 枚（端部を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1 枚（端部を含む）	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1 枚（端部を含む）	曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚（端部を含む）	圧縮フランジ	5	腹 板	応力に直角な方向の継手	1 枚（引張側）	応力に平行な方向の継手	1	鋼床版	1	1 枚（端部を含む）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td rowspan="2">継手全長を原則とする</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td rowspan="2">継手全長を原則とする</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする	
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査継手数																																																																																	
引張部材	1	1 枚（端部を含む）	1																																																																																	
圧縮部材	5	1 枚	1																																																																																	
曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚	1																																																																																	
	圧縮フランジ	5	1																																																																																	
	腹 板	応力に直角な方向の継手	1 枚（引張側）	1																																																																																
		応力に平行な方向の継手	1 枚（端部を含む）	1																																																																																
鋼床版	1	1 枚（端部を含む）	1																																																																																	
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																	
		撮影枚数	検査長さ																																																																																	
引張部材	1	1 枚（端部を含む）	継手全長を原則とする																																																																																	
圧縮部材	5	1 枚（端部を含む）																																																																																		
曲 げ 部 材	引張フランジ	1 枚（端部を含む）																																																																																		
	圧縮フランジ	5																																																																																		
	腹 板	応力に直角な方向の継手		1 枚（引張側）																																																																																
応力に平行な方向の継手		1																																																																																		
鋼床版	1	1 枚（端部を含む）																																																																																		
部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																		
		撮影箇所	検査長さ																																																																																	
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																			
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																				
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																																																		
部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																		
		撮影箇所	検査長さ																																																																																	
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																			
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																				
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																																																		
表 2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	表 3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	表 3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	表 3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th colspan="2">撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験	撮影箇所		検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする			主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th colspan="2">撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験	撮影箇所		検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする			主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th colspan="2">撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験	撮影箇所		検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする			主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th colspan="2">放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th colspan="2">撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を原則とする</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験	撮影箇所		検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする			主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																					
部 材		放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																																
	撮影箇所		検査長さ																																																																																	
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																			
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																				
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																																																		
部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																																	
	撮影箇所		検査長さ																																																																																	
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																			
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																				
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																																																		
部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																																	
	撮影箇所		検査長さ																																																																																	
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																			
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																				
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																																																		
部 材	放射線透過試験		超音波探傷試験																																																																																	
	撮影箇所		検査長さ																																																																																	
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする																																																																																			
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																				
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各 50cm（2 枚）、中間部で 1 mにつき 1 箇所（1 枚）及びワイヤ継ぎ部で 1 箇所（1 枚）を原則とする。	継手全長を原則とする																																																																																		

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																															
編章節条		編章節条																																																	
	<p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に基づく次の 1）～3）に示す資格を有していなければならない。</p> <p>（12）欠陥部の補修 表 2-53 欠陥の補修方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛り の後グラインダー仕上げする。 わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>溶接ビード表面のピット</td> <td>アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削り を整形する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、また は溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（14）仮組立て ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。 ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。</p> <p>2. ボルトナット （3）仮組立て時のボルト孔の精度 ① 受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは 1. 0mm 以下としなければならない。 ② 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは 0. 5mm 以下にしなければならない。</p>		欠陥の種類	補修方法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛り の後グラインダー仕上げする。 わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削り を整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、また は溶接後、グラインダー仕上げする。	<p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル 2 以上の資格を有するものとする。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に基づく次の 1）～3）に示す資格を有していなければならない。</p> <p>（12）欠陥部の補修 表 3-2-55 欠陥の補修方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。 わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部を エアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>溶接ビード表面のピット</td> <td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>オーバーラップ</td> <td>グラインダーで削り を整形する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダー仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又 は溶接後、グラインダー仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（14）仮組立て ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。 ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。</p> <p>2. ボルトナット （3）仮組立て時のボルト孔の精度 ① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは 0. 5mm 以下にしなければならない。</p>		欠陥の種類	補修方法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。 わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部を エア アークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	エア アークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削り を整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又 は溶接後、グラインダー仕上げする。	
	欠陥の種類	補修方法																																																	
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛り の後グラインダー仕上げする。 わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																	
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																	
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																	
4	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																	
5	オーバーラップ	グラインダーで削り を整形する。																																																	
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																	
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、また は溶接後、グラインダー仕上げする。																																																	
	欠陥の種類	補修方法																																																	
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。 わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい																																																	
2	組立溶接の欠陥	欠陥部を エア アークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																	
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																	
4	溶接ビード表面のピット	エア アークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																	
5	オーバーラップ	グラインダーで削り を整形する。																																																	
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																	
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又 は溶接後、グラインダー仕上げする。																																																	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																					
編章節条		編章節条																							
③ 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 2-57 のとおりになさなければならない。		②受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 3-2-59 のとおりになさなければならない。																							
2-12-4 検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工																							
1. 製作加工		1. 製作加工																							
(2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。		(2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。																							
2-12-8 アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工																							
2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度		2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度																							
表 2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度		表 3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th>68mm以下</th> <th>68mmをこえるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじの種類</td> <td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> <td>メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> </tr> <tr> <td>ピッチ</td> <td>JIS規格による</td> <td>6 mm</td> </tr> <tr> <td>精度</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		68mm以下	68mmをこえるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	ピッチ	JIS規格による	6 mm	精度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)										
	ボルトの呼び径																								
	68mm以下	68mmをこえるもの																							
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)																							
ピッチ	JIS規格による	6 mm																							
精度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <th>68mm以下</th> <th>68mmを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじの種類</td> <td>メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> <td>メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)</td> </tr> <tr> <td>ピッチ</td> <td>JIS規格による</td> <td>6 mm</td> </tr> <tr> <td>精度</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)</td> <td>3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)</td> </tr> </tbody> </table>		ボルトの呼び径		68mm以下	68mmを超えるもの	ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	ピッチ	JIS規格による	6 mm	精度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)								
	ボルトの呼び径																								
	68mm以下	68mmを超えるもの																							
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)																							
ピッチ	JIS規格による	6 mm																							
精度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじ-公差)																							
2-12-11 工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工																							
3. 気温 湿度の条件		3. 気温 湿度の条件																							
表 2-59 塗装禁止条件		表 3-2-61 塗装禁止条件																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温 (°C)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジंकリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用※</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下	有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用※	10以下	85以上	亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料内面用	5以下	85以上						
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																							
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																							
無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下																							
有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上																							
エポキシ樹脂塗料下塗※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用※	10以下	85以上																							
亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料内面用	5以下	85以上																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温 (°C)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジंकリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下	有機ジंकリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																							
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																							
無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下																							
有機ジंकリッチペイント	5以下	85以上																							
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10以下	85以上																							
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																							
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																							

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）				改 正（平成 31 年 4 月）				改正理由
編章節条				編章節条				
	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上		エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上	
	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） ポリウレタン樹脂塗料用下塗（低温用） ポリウレタン樹脂塗料用下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上		無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下、30以上	85以上	
	無溶剤変形性エポキシ樹脂塗料※	5以下、30以上	85以上		無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上	
	無溶剤変形性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上		コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	
	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上		ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	
	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上		ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料	0以下	85以上	
	ふっ素樹脂塗料用上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上		鉛・クロムフリーさび止めペイント ト 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	
	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上					
10. 下塗	(3) 受注者は、 現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10 cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。			10. 下塗	(3) 受注者は、 溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。			
12. 検査	(1) 受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員 または 検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、 工事完成時に提出 しなければならない。			12. 検査	(1) 受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員 又は 検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。			
	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された 500m ² 単位毎 25 点（1 点あたり 5 回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。				(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された 500m ² 単位毎 25 点（1 点あたり 5 回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。 ただし、1 ロ ットの面積が 200m² に満たない場合は 10m² ごとに 1 点とする。			
	(6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。				(6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。			

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。</p> <p>（7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>第13節 橋梁架設工 2-13-2 地組工 1. 地組部材の仮置き （4）仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2. 地組立 （2）組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に報告し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>第14節 法面工（共通） 2-14-2 植生工 5. 枯死の場合の処置 受注者は、現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。 なお工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督職員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6. 耳芝 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。</p> <p>8. 芝串 受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当り2～3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。</p>		<p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。</p> <p>（7）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>第13節 橋梁架設工 3-2-13-2 地組工 1. 地組部材の仮置き （4）仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2. 地組立 （2）組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡し、取り替え、又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>第14節 法面工（共通） 3-2-14-2 植生工 5. 枯死の場合の処置 受注者は、現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。 なお、工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。</p> <p>6. 耳芝 受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。</p> <p>8. 芝串 受注者は張芝の脱落を防止するため、1m²あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>11. 保護養生 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。</p> <p>なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督職員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>12. 種子散布吹付工及び客土吹付工 (1) 受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その結果を監督職員または検査職員に提出しなければならない。</p> <p>第 15 節 擁壁工（共通） 2-15-3 補強土壁工 5. 面状補強材の継ぎ目 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。</p> <p>6. 面状補強材の重ね合せ幅 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に 5 cm 程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。</p> <p>8. 補強材隙間の防止 受注者は、補強材を敷設する時は場合、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p> <p>9. 盛土材の敷き均し及び締固め 受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第 1 編 2-4-3 路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。</p> <p>13. 壁面調整</p>		<p>11. 保護養生 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽又は枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。</p> <p>なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良又は枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。</p> <p>12. 種子散布吹付工及び客土吹付工 (1) 受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その資料を整備保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>第 15 節 擁壁工（共通） 3-2-15-3 補強土壁工 5. 盛土横断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。</p> <p>6. 盛土縦断方向の面状補強材 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。</p> <p>8. 補強材隙間の防止 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm 程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。</p> <p>9. 盛土材の敷均し及び締固め 受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや 損傷を与えないように注意しなければならない。</p> <p>13. 壁面材の調整</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>第 16 節 浚渫工（共通） 2-16-3 浚渫船運転工 1. 障害物発見時の処置</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 土質変化時の処置</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 計画深度の施工</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p> <p>4. 浚渫の作業位置の随時確認</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。</p> <p>5. 堤防、護岸等の損傷防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>6. 余掘りの抑制</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p>		<p>受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>第 16 節 浚渫工（共通） 3-2-16-3 浚渫船運転工 1. 障害物発見時の処置</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 土質変化時の処置</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 計画深度の施工</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位又は潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p> <p>4. 浚渫の作業位置の随時確認</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。</p> <p>5. 堤防、護岸等の損傷防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないように しなければならない。</p> <p>6. 余掘りの抑制</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。</p> <p>また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。</p> <p>9. 浚渫数量の確認</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。</p> <p>この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。</p> <p>10. 出来高数量</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかにも過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。</p> <p>11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済み箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。</p> <p>第 17 節 植栽維持工</p> <p>2-17-2 材料</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農薬取締法（平成 19 年 3 月改正法律第 8 号）に基づくものでなければならない。</p> <p>2-17-3 樹木・芝生管理工</p> <p>16. 支柱の設置</p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。</p> <p>また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。</p> <p>第 18 節 床版工</p>		<p>8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。</p> <p>9. 浚渫数量の確認</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。</p> <p>10. 出来高数量</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかにも過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。</p> <p>11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済み箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。</p> <p>第 17 節 植栽維持工</p> <p>3-2-17-2 材料</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農薬取締法（平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号）に基づくものでなければならない。</p> <p>3-2-17-3 樹木・芝生管理工</p> <p>16. 支柱の設置</p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p> <p>第 18 節 床版工</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (12) 受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (12) 受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																																																																																					
編章節条		編章節条																																																																																																																																							
第 1 章 第 2 節	築堤・護岸 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） （平成 22 年 6 月一部改正）	第 1 章 第 2 節	築堤・護岸 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） （平成 26 年 12 月一部改正）																																																																																																																																						
第 6 節 1-6-2	矢板護岸工 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 2-3-3 作業土工の規定による。	第 6 節 6-1-6-2	矢板護岸工 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第 3 編 3-2-3-3 作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定による。																																																																																																																																						
第 7 節 1-7-1 5.	法覆護岸工 一般事項 5. 遮水シートの布設 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、 端部は 接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	第 7 節 6-1-7-1 5.	法覆護岸工 一般事項 5. 遮水シートの布設 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、 端部の接着は、ずれ、 はく離等のないように施工しなければならない。																																																																																																																																						
1-7-2	材 料 (1) 遮水シート A は、以下の仕様による。 表 1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格	6-1-7-2	材 料 (1) 遮水シート A は、以下の仕様による。 表 6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td>—</td> <td>1. 25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>Kgf/cm²</td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11. 8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重		—	1. 25以下	JIS K 6773	硬 さ		Kgf/cm ²	80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11. 8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1. 25以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11. 8以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252-1 JIS K 6252-2</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1. 25以下	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11. 8以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																					
比 重		—	1. 25以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
硬 さ		Kgf/cm ²	80±5	JIS K 6773																																																																																																																																					
引張強さ		N/mm ²	11. 8以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																				
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																				
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																																																																																					
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																					
比 重			1. 25以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
硬 さ			80±5	JIS K 6773																																																																																																																																					
引張強さ		N/mm ²	11. 8以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
伸 び		%	290以上	JIS K 6773																																																																																																																																					
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																					
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																				
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																				
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																																																																																					
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2																																																																																																																																					

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																																																			
編章節条		編章節条																																																																					
	<p>表 1-2 エチレン酢酸ビニル（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td>—</td> <td>1.0以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>Kgf/cm²</td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>15.6以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800以上 (60以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重		—	1.0以下	JIS K 6773	硬 さ		Kgf/cm ²	93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773	※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252			
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																			
比 重		—	1.0以下	JIS K 6773																																																																			
硬 さ		Kgf/cm ²	93±5	JIS K 6773																																																																			
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773																																																																			
伸 び		%	400以上	JIS K 6773																																																																			
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																			
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																		
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																		
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																		
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																		
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																		
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																		
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773																																																																			
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252																																																																			
第2章	浚渫（河川）	第2章	浚渫（河川）																																																																				
		第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。</p>																																																																				
第3節	浚渫工（グラブ船）	第4節	浚渫工（グラブ船）																																																																				
2-3-1	一般事項	6-2-4-1	一般事項																																																																				
6.	水象・気象の調査	6.	水象・気象の調査																																																																				
	受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。		受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。																																																																				
第4節	浚渫工（バックホウ浚渫船）	第5節	浚渫工（バックホウ浚渫船）																																																																				
2-4-1	一般事項	6-2-5-1	一般事項																																																																				
6.	水象・気象の調査	6.	水象・気象の調査																																																																				
	受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。		受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。																																																																				

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 3 章 第 2 節	樋門・樋管 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 22 年 6 月一部改正） 建設省 河川砂防技術基準（案）（平成 9 年 10 月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成 19 年 7 月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成 24 年 3 月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成 22 年 4 月）	第 3 章 第 2 節	樋門・樋管 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 26 年 12 月一部改正） 建設省 河川砂防技術基準（案）（平成 9 年 10 月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成 10 年 11 月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成 25 年 3 月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成 22 年 4 月）	
第 4 章 第 2 節	水 門, 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 22 年 6 月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成 23 年 7 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成 24 年 3 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成 24 年 3 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成 24 年 3 月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成 22 年 4 月） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成 22 年 4 月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月）	第 4 章 第 2 節	水 門 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 26 年 12 月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成 29 年 11 月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成 22 年 4 月） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成 22 年 4 月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月）	
第 9 節 4-9-2 5.	鋼管理橋上部工 材料 品質証明資料の提出 （2）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造 60 日を経過した材料を使用してはならない。 なお、品質の証明を監督職員に承諾された瀝青材料であっても、製造 60 日を経過した材料を使用してはならない。	第 9 節 6-4-9-2 5.	鋼管理橋上部工 材料 品質証明資料の提出 （2）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、品質の証明を監督職員に承諾された瀝青材料であっても、製造 60 日を経過した材料を使用してはならない。	
第 18 節 4-18-10 6.	舗装工 コンクリート舗装工 横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は 30m に 1 箇所程度打込み目地とするものとする。	第 18 節 6-4-18-10 6.	舗装工 コンクリート舗装工 横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は 30m に 1 ヶ所程度の打込み目地とするものとする。	

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 5 章 第 2 節	堰 適用すべき諸基準 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） (平成 23 年 7 月) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成 12 年 10 月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 22 年 6 月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成 24 年 3 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成 24 年 3 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成 24 年 3 月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 22 年 4 月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月）	第 5 章 第 2 節	堰 適用すべき諸基準 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編） (平成 28 年 10 月) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成 12 年 10 月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成 26 年 12 月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編） (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 27 年 3 月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成 3 年 3 月）	
第 6 節 5-6-1	可動堰本体工 一般事項 2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第 7 章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第 6 節 6-5-6-1	可動堰本体工 一般事項 2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成 28 年 3 月）第 7 章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
第 7 節 5-7-1	固定堰本体工 一般事項 2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第 7 章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第 7 節 6-5-7-1	固定堰本体工 一般事項 2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成 28 年 3 月）第 7 章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
第 8 節 5-8-1	魚道工 一般事項 2. 適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（基準解説編・マニュアル編）（案）第 7 章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第 8 節 6-5-8-1	魚道工 一般事項 2. 適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成 28 年 3 月）第 7 章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 15 節 5-15-1 5.	<p>コンクリート管理橋上部工（PC 橋）</p> <p>一般事項</p> <p>PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合するを使用しなければならない。</p>	第 15 節 6-5-15-1 5.	<p>コンクリート管理橋上部工（PC 橋）</p> <p>一般事項</p> <p>PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する 転造ねじ を使用しなければならない。</p>	
第 6 章 第 2 節	<p>排水機場</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） (平成 23 年 7 月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 22 年 6 月一部改正)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (平成 13 年 2 月)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説 (平成 13 年 2 月)</p>	第 6 章 第 2 節	<p>排水機場</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編） (平成 28 年 10 月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 26 年 12 月一部改正)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (平成 27 年 2 月)</p>	
第 7 章 第 2 節	<p>床止め・床固め</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 22 年 6 月一部改正)</p>	第 7 章 第 2 節	<p>床止め・床固め</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成 26 年 12 月一部改正)</p>	
第 9 章 第 2 節	<p>河川修繕</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成 24 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和 53 年 7 月)</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） (平成 23 年 7 月)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (平成 13 年 2 月)</p>	第 9 章 第 2 節	<p>河川修繕</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和 53 年 7 月)</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編） (平成 28 年 10 月)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (平成 27 年 2 月)</p>	

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第1章	砂防堰堤	第1章	砂防堰堤	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	
	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成24年12月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編・鋼部材編）（平成29年11月）	
			日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
			砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）	
第6節	法面工	第6節	法面工	
1-6-1	一般事項	8-1-6-1	一般事項	
2.	適用規定	2.	適用規定	
	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面施工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 第6章切土工、第7章のり面排水、第8章のり面保護工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
第8節	コンクリート堰堤工	第8節	コンクリート堰堤工	
1-8-4	コンクリート堰堤本体工	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	
4.	水平打継目の処理	4.	水平打継目の処理	
	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。		受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、清掃しなければならない。	
9.	コンクリートの養生	9.	コンクリートの養生	
	受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。		受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。	
第2章	溪流保全工（流路）	第2章	流路	
第1節	適用	第1節	適用	
1.	適用工種	1.	適用工種	
	本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、護岸工（流路護岸工）、床固め工、根固め・水制工、付属物設置工（流路付属物設置工）、仮設工その他これらに類する工種について適用する。		本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	

土木工事共通仕様書（第8編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 2 節	適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 23 年 6 月)	第 2 節	適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	
第 4 節	護岸工（流路護岸工）	第 4 節	流路護岸工	
2-4-1	一般事項 本節は、 護岸工（流路護岸工） として作業土工（床掘り・埋戻し）、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。	8-2-4-1	一般事項 本節は、流路護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。	
第 7 節	付属物設置工（流路付属物設置工）	第 7 節	流路付属物設置工	
2-7-1	一般事項 本節は、 付属物設置工（流路付属物設置工） として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。	8-2-7-1	一般事項 本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。	
第 3 章	斜面对策	第 3 章	斜面对策	
第 2 節	適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成 19 年 9 月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 25 年 10 月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 23 年 6 月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル (平成 15 年 11 月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成 24 年 5 月) PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き (平成 22 年 9 月) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成 20 年 5 月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成 19 年 12 月)	第 2 節	適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成 19 年 9 月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 25 年 10 月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成 24 年 5 月) PC フレーム協会 PC フレーム工法設計・施工の手引き (平成 24 年 9 月) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成 20 年 5 月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成 19 年 12 月)	
第 7 節	地下水排除工	第 7 節	地下水排除工	
3-7-1	一般事項 3. せん孔中の変化 受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督職員に 報告 しなければならない。	8-3-7-1	一般事項 3. せん孔中の変化 受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督職員に 連絡 しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 1 章	コンクリートダム	第 1 章	コンクリートダム	
第 2 節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成 20 年 3 月）	第 2 節	適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成 25 年 10 月）	
第 3 節	掘削工	第 3 節	掘削工	
1-3-5	岩盤面処理	9-1-3-5	岩盤面処理	
2.	監督職員の確認 受注者は、本条第 3 項及び第 4 項の 作業完了後 、監督職員の確認を受けなければならない。	2.	監督職員の確認 受注者は、本条第 3 項及び第 4 項の 作業が完了したときには 、監督職員の確認を受けなければならない。	
第 4 節	ダムコンクリート工	第 4 節	ダムコンクリート工	
1-4-1	一般事項	9-1-4-1	一般事項	
1.	適用工種 本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、 練りませ 、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	1.	適用工種 本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、 練混ぜ 、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	
3.	骨材使用時の注意（1） 受注者は、設計図書に基づいて 骨材の製造を行い 、骨材を使用しなければならない。	3.	骨材使用時の注意（1） 受注者は、設計図書に基づいて 製造した 骨材を使用しなければならない。	
1-4-5	材料の計量	9-1-4-5	材料の計量。	
4.	計量装置の精度確保 受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督職員から請求があった場合は速やかに 提出 しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告する。	4.	計量装置の精度確保 受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督職員 又は検査職員 から請求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告する。	
1-4-6	練りませ	9-1-4-6	練混ぜ	
1.	一般事項 受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に 練り混ぜ られた状態になるまで、コンクリートを 練りませ なければならない。	1.	一般事項 受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に 練混ぜ られた状態になるまで、コンクリートを 練混ぜ なければならない。	
2.	ミキサの練りませ性能試験 受注者は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの 練りませ 性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員 または 検査職員から請求があった場合は速やかに 提出 しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	2.	ミキサの練混ぜ性能試験 受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第 2 部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの 練混ぜ 性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員 又は 検査職員から請求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3.	使用機器 受注者は、コンクリートの練りまぜにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	3.	使用機器 受注者は、コンクリートの練混ぜにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	
5.	1 練りの量及び練りまぜ時間の決定 受注者は、1 練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。 (2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	5.	1 練りの量及び練混ぜ時間の決定 受注者は、1 練りの量及び練混ぜ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。 (2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）により練混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員又は 検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
9.	不適合配合の処分 受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	9.	不適合配合の処分 受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、以下に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し処分しなければならない。	
1-4-9	コンクリートの打込み	9-1-4-9	コンクリートの打込み	
1.	一般事項 受注者は、コンクリートを運搬後、ただちに打込むとともに、一区画内のコンクリートは、打込みが完了するまで連続して打込まなければならない。	1.	一般事項 受注者は、コンクリートを運搬後、直ちに打込むとともに、一区画内のコンクリートは、打込みが完了するまで連続して打込まなければならない。	
6.	コンクリートの打ち上がり速度 受注者は、コンクリートの打ち上がり速度等については、以下によらなければならない。 (2) 旧コンクリートが 0.75m 以上～1.0m 未満のリフトの場合は材齢 3 日、1.0m 以上～1.5m 未満のリフトの場合は材齢 4 日、1.5m 以上～2.0m 以下のリフトの場合は材齢 5 日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	6.	コンクリートの打ち上がり速度等 受注者は、コンクリートの打ち上がり速度等については、以下によらなければならない。 (2) 旧コンクリートが 0.75m 以上～1.0m 未満のリフトの場合は材齢 3 日、1.0m 以上～1.5m 未満のリフトの場合は材令 4 日、1.5m 以上～2.0m 以下のリフトの場合は材令 5 日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	
1-4-10	締固め	9-1-4-10	締固め	
2.	内部振動機 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。	2.	コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用いなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	
3.	内部振動機の性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。	3.	棒状バイブレータの性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する棒状バイブレータを用いなければならない。	

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
4.	<p>内部振動機の操作</p> <p>受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。</p>	4.	<p>棒状バイブレータの操作</p> <p>受注者は、棒状バイブレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状バイブレータが下層に入るようにしなければならない。また、棒状バイブレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。</p>	
5.	<p>内部振動時間</p> <p>受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがはず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったように見えるまで、内部振動を行わなければならない。また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。</p>	5.	<p>締固め時間</p> <p>受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。</p> <p>また、棒状バイブレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。</p>	
1-4-11	<p>継目</p> <p>4. レイタンス、浮き石の除去</p> <p>受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と協議しなければならない。やむを得ずチップングを行わなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	9-1-4-11	<p>継目</p> <p>4. レイタンス、浮き石の除去</p> <p>受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、その時期については、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>やむを得ずチップングを行わなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
1-4-12	<p>養生</p> <p>2. 打込み直後の養生</p> <p>受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は湛水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。</p>	9-1-4-12	<p>養生</p> <p>2. 打込み直後の養生</p> <p>受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定、期間については設計図書によらなければならない。</p>	
第7節	<p>埋設物設置工</p>	第7節	<p>埋設物設置工</p>	
1-7-2	<p>冷却管設置</p> <p>4. 通水試験</p> <p>受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。</p>	9-1-7-2	<p>冷却管設置</p> <p>4. 通水試験</p> <p>受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得なければならない。</p>	
1-7-5	<p>観測計器埋設</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、観測計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。</p>	9-1-7-5	<p>観測計器埋設</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、観測計器製造者の計器の品質又は性能に関する資料を保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第9編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 10 節 1-10-4 3.	<p>継目グラウチング工 施工 充水</p> <p>(1) 受注者は、注入前の充水セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、注入中の充水セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、規定圧で充水しなければならない。また、注入完了後、水を抜かなければならない。</p>	第 10 節 9-1-10-4 3.	<p>継目グラウチング工 施工 充水</p> <p>(1) 注入前の充水 受注者は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かなければならない。</p> <p>(2) 注入中の充水 受注者は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、規定圧で充水しなければならない。また、注入完了後、水を抜かなければならない。</p>	
第 11 節 1-11-2 3.	<p>閉塞コンクリート工 コンクリートの施工 温度上昇抑制処置</p> <p>受注者は、閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、設計図書による。</p>	第 11 節 9-1-11-2 3.	<p>閉塞コンクリート工 コンクリートの施工 温度上昇抑制処置</p> <p>閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、設計図書による。</p>	
第 2 章	フィルダム	第 2 章 第 2 節	<p>フィルダム 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。</p>	
第 3 章 第 4 節 3-4-4 2.	<p>基礎グラウチング グラウチング工 セメントミルクの製造及び輸送 水及びセメントの計量</p> <p>受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。受注者は、計量装置を設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を整理・保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提出しなければならない。</p>	第 3 章 第 4 節 9-3-4-4 2.	<p>基礎グラウチング グラウチング工 セメントミルクの製造及び輸送 水及びセメントの計量</p> <p>受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。受注者は、計量装置を設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を整理・保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第1章	道路改良	第1章	道路改良	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)	
	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
	日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)		日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)	
	日本道路協会 道路土工盛土工指針 (平成22年4月)		日本道路協会 道路土工盛土工指針 (平成22年4月)	
	日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月)		日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月)	
	日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月)		日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月)	
	日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成25年11月)		日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成12年9月)		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)	
	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	
	日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)		日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	
	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成24年12月)		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	
	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)	
	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)	
	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成14年10月)		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)	
	日本道路協会 道路防雪便覧 (平成22年1月)		日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月)		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月)	
	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月)		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月)	
			日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説 (平成29年11月)	
			日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	
第5節	法面工	第5節	法面工	
1-5-1	一般事項	10-1-5-1	一般事項	
2.	適用規定	2.	適用規定	
	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工盛土工指針5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針 第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 9 節	カルバート工	第 9 節	カルバート工	
1-9-1	一般事項	10-1-9-1	一般事項	
4.	コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 （2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下 「要領」という。）」に従い行わなければならない。	4.	コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 （2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成 24 年 3 月）に従い行わなければならない。	
1-9-8	防水工	10-1-9-8	防水工	
1.	一般事項 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	1.	一般事項 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	
第 12 節	遮音壁工	第 12 節	遮音壁工	
1-12-2	材 料	10-1-12-2	材 料	
3.	背面板（受音板）の材料 背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	3.	背面板（受音板）の材料 背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。	
第 2 章	舗装	第 2 章	舗装	
第 2 節	適用すべき諸基準	第 2 節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 22 年 4 月)		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成 4 年 12 月)	
	日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)		日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)	
	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成 23 年 6 月)		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成 28 年 3 月)	
	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)	
	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月)		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月)	
	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)	
	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (平成 21 年 9 月)		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59 年 10 月)	
	日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (平成 22 年 4 月)		日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和 55 年 12 月)	
	国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成 16 年 3 月)		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成 16 年 3 月)	
	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 20 年 1 月)		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)	
	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (平成 23 年 3 月)		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和 62 年 1 月)	
	日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (平成 21 年 8 月)		日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和 60 年 9 月)	
	日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 24 年 3 月)		日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月)	
	建設省 道路附属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)		建設省 道路附属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)	
	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成 8 年度版） (平成 19 年 1 月)		日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成 8 年度版） (平成 8 年 10 月)	
	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 24 年 4 月)		日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)	
	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月)		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月)	
	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月)		日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月)	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書 (平成 19 年 3 月)</p>		<p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>土木学会 舗装標準示方書 (平成 27 年 10 月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p>	
第 8 節	防護柵工	第 8 節	防護柵工	
2-8-1	一般事項	10-2-8-1	一般事項	
3.	適用規定	3.	適用規定	
	<p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成 20 年 1 月改訂）、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び第 3 編 2-3-8 路側防護柵工、2-3-7 防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>		<p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成 28 年 12 月改訂）、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工、3-2-3-7 防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
第 9 節	標識工	第 9 節	標識工	
2-9-1	一般事項	10-2-9-1	一般事項	
3.	適用規定	3.	適用規定	
	<p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第 4 章基礎及び施工」（日本道路協会、平成 23 年 3 月）の規定、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定、第 3 編 2-3-6 小型標識工、2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）、2-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、2012 年度版）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>		<p>受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第 4 章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和 62 年 1 月）の規定、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定、第 3 編 3-2-3-6 小型標識工、3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成 25 年 2 月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
第 11 節	道路植栽工	第 11 節	道路植栽工	
2-11-1	一般事項	10-2-11-1	一般事項	
3.	適用規定	3.	適用規定	
	<p>受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第 4 章設計・施工」（日本道路協会、平成 23 年 6 月）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び本編 2-11-3 道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>		<p>受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説 2-3 施工」（日本道路協会、平成 28 年 3 月）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び本編 10-2-11-3 道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
第 12 節	道路付属施設工	第 12 節	道路付属施設工	
2-12-1	一般事項	10-2-12-1	一般事項	
3.	適用規定	3.	適用規定	
	<p>受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第 5 章の施工」（日本道路協会、平成 21 年 9 月）の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第 7 章設計及び施工」（日本道路協会、平成 19 年 10 月改訂）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協</p>		<p>受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第 5 章の施工」（日本道路協会、昭和 59 年 10 月）の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第 7 章設計及び施工」（日本道路協会、平成 19 年 10 月改訂）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協</p>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>会、平成21年6月）の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」（日本道路協会、平成22年4月）の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-5-3側溝工、2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>		<p>協会、平成21年6月）の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定、本編10-2-5-3側溝工、10-2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工、10-2-12-3境界工及び10-2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	
第3章	橋梁下部	第3章	橋梁下部	
第1節	適用	第1節	適用	
4.	<p>コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下よるものとする。</p> <p>（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>（4）要領（案）により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	4.	<p>コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。</p> <p>（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>（4）要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	
第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成24年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（平成元年8月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成10年2月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成25年11月）</p>	第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成29年11月）</p>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 8 節	鋼製橋脚工	第 8 節	鋼製橋脚工	
3-8-9	橋脚フーチング工	10-3-8-9	橋脚フーチング工	
4.	適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第 3 章架設工法」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	4.	適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 Ⅲ現場施工編 第 3 章架設」（日本道路協会、平成 27 年 3 月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	
3-8-10	橋脚架設工	10-3-8-1	橋脚架設工	
1.	適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第 3 編 2-13-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第 18 章施工」（日本道路協会、平成 24 年 3 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1.	適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第 3 編 3-2-13-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第 20 章施工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
2.	仮締めボルト 受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所の連結ボルト数の 1/2 以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。			
3-8-11	現場継手工	10-3-8-11	現場継手工	
2.	適用規定（2） 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18 章施工」（日本道路協会、平成 24 年 3 月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第 2 章架設工事」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2.	適用規定（2） 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）20 章施工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、平成 27 年 3 月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
第 4 章	鋼橋上部	第 4 章	鋼橋上部	
第 2 節	適用すべき諸基準	第 2 節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成 24 年 3 月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月）	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成 24 年 3 月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編・鋼部材編）（平成 29 年 11 月）	
	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 22 年 4 月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成 29 年 11 月）	
	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和 55 年 8 月）		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成 27 年 3 月）	
	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月）		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和 55 年 8 月）	
	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成 24 年 2 月）		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成 16 年 4 月）	
	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成 19 年 10 月）		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月）	
			日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成 19 年 10 月）	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 20 年 1 月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (平成 18 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 17 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 24 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 5 月)</p>		<p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和 54 年 1 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 3 年 7 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成 19 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成 14 年 3 月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針 (案) とその解説 (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)</p>	
第 5 章	コンクリート橋上部	第 5 章	コンクリート橋上部	
第 1 節	適 用	第 1 節	適 用	
4.	<p>コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (案) (以下、「要領 (案)」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>(4) 要領 (案) により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	4.	<p>コンクリート構造物非破壊試験</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>(4) 要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	
5.	<p>強度測定</p> <p>コンクリート構造物微破壊・非破壊試験 (強度測定) については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (案) (以下、「要領 (案)」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>(4) 要領 (案) により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	5.	<p>強度測定</p> <p>コンクリート構造物微破壊・非破壊試験 (強度測定) については、以下によるものとする。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>(4) 要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	
第 2 節	適用すべき諸基準	第 2 節	適用すべき諸基準	
	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編 Ⅲ コンクリート橋編) (平成 24 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成 24 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成 3 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成 19 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成 25 年 5 月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 20 年 1 月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 (案) (平成 17 年 9 月)</p> <p>国土開発技術研究センター プレブーム合成げた橋設計施工指針 (平成 9 年 7 月)</p>		<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲ コンクリート橋編・コンクリート部材編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成 3 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成 6 年 2 月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成 10 年 1 月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 28 年 12 月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 19 年 10 月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート 道路橋設計・施工指針 (案) (平成 7 年 12 月)</p> <p>国土開発技術研究センター プレブーム合成げた橋設計施工指針 (平成 9 年 7 月)</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針 (案) とその解説 (平成 29 年 11 月)</p>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 6 章 第 1 節 7.	トンネル（NATM） 適用 状況の観察 受注者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに 提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	第 6 章 第 1 節 7.	トンネル（NATM） 適用 状況の観察 受注者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに 提示しなければならない。	日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）
8.	異常時の処置 受注者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に 報告 しなければならない。	8.	異常時の処置 受注者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に 連絡 しなければならない。	
第 2 節	適用すべき諸基準 建設省 道路トンネル技術基準（平成元年 5 月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成 22 年 9 月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成 24 年 4 月） 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成 18 年 7 月） 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成 18 年 7 月） 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成 18 年 7 月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成 21 年 2 月） 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和 43 年 12 月） 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準（昭和 56 年 4 月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成 24 年 7 月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成 22 年 3 月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 25 年 11 月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成 24 年 3 月） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成 8 年 10 月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 23 年 3 月）	第 2 節	適用すべき諸基準 建設省 道路トンネル技術基準（平成元年 5 月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成 15 年 11 月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成 13 年 10 月） 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成 28 年 8 月） 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成 28 年 8 月） 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成 28 年 8 月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成 21 年 2 月） 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和 43 年 12 月） 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準（昭和 56 年 4 月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成 24 年 7 月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成 22 年 3 月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 11 年 3 月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成 24 年 3 月） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成 8 年 10 月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 23 年 3 月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説（平成 29 年 11 月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 11 月）	
第 4 節 6-4-1 2.	支保工 一般事項 異常時の処置	第 4 節 10-6-4-1 2.	支保工 一般事項 異常時の処置	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>受注者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に報告しなければならない。</p>		<p>受注者は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。</p>	
6-4-4	<p>ロックボルト工</p> <p>3. ナット緊結</p> <p>受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。</p> <p>プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が導入できるように施工するものとする。</p>	10-6-4-4	<p>ロックボルト工</p> <p>3. ナット緊結</p> <p>受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、スパナやパイプレンチを用いてナットで緊結しなければならない。</p> <p>プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が導入できるように施工するものとする。</p>	
第5節	覆工	第5節	覆工	
6-5-1	<p>一般事項</p> <p>2. 覆工の施工時期</p> <p>受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	10-6-5-1	<p>一般事項</p> <p>2. 覆工の施工時期</p> <p>受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	
6-5-3	<p>覆工コンクリート工</p> <p>3. コンクリートの締固め</p> <p>受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。</p>	10-6-5-3	<p>覆工コンクリート工</p> <p>3. コンクリートの締固め</p> <p>受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。</p> <p>なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレーターを使用するものとする。</p>	
5.	<p>妻型枠の施工</p> <p>受注者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。</p>	5.	<p>つま型枠の施工</p> <p>受注者は、つま型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</p>	
第7章	コンクリートシェッド	第7章	コンクリートシェッド	
第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IIIコンクリート橋編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV下部構造編) (平成24年3月)</p>	第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IIIコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)</p>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編） （平成23年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 （平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 （平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 （平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 （平成25年11月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 （平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 （平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 （平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 （平成19年9月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） （平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成25年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 （平成12年6月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） （平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 （平成2年5月）</p>		<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編） （平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 （平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 （平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 （平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 （平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 （平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 （平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 （平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 （平成6年2月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） （平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成30年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 （平成29年12月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） （平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 （平成2年5月）</p> <p style="color:red">日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説 （平成29年11月）</p> <p style="color:red">日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン （平成29年11月）</p>	
第4節 7-4-6 1.	<p>プレキャストシェッド上部工</p> <p>横締め工</p> <p>調整及び試験</p> <p style="color:red">① 引張装置のキャリブレーション</p>	第4節 10-7-4-6 1.	<p>プレキャストシェッド上部工</p> <p>横締め工</p> <p>調整及び試験</p> <p style="color:red">① ジャッキのキャリブレーション</p>	
5.	<p>プレストレッシングの施工</p> <p>プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	5.	<p>プレストレッシングの施工</p> <p>プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	
第6節 7-6-5 1.	<p>シェッド付属物工</p> <p>銘板工</p> <p>銘板の施工</p> <p>受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	第6節 10-7-6-5 1.	<p>シェッド付属物工</p> <p>銘板工</p> <p>銘板の施工</p> <p>受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</p>	
第8章	鋼製シェッド	第8章	鋼製シェッド	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）		改 正（平成31年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成22年4月）		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	
	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	
	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	
	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成24年2月）		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（平成18年11月）		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	
	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成17年3月）		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	
	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）		日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）	
	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）		日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）	
	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）		日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	
	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）		日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）	
	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成25年11月）		日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）	
	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	
	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）		日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	
	日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）		日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
			日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	
			日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成29年11月）	
第7節	シェッド付属物工	第7節	シェッド付属物工	
8-7-5	銘板工	10-8-7-5	銘板工	
1.	銘板の施工 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	1.	銘板の施工 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
2.	銘板の材質 銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。	2.	銘板の材質 銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。受注者は、銘板に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。	
3.	銘板 受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。			
4.	銘板に記載する年月			

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	受注者は、銘板に記載する年月は鋼製シェットの製作年月を記入しなければならない。			
第 9 章 第 2 節	地下横断歩道 適用すべき諸基準 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (平成 18 年 11 月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 19 年 1 月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	第 9 章 第 2 節	地下横断歩道 適用すべき諸基準 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和 54 年 1 月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 27 年 3 月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	
第 10 章 第 2 節	地下駐車場 適用すべき諸基準 日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成 22 年 1 月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成 10 年 6 月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成 25 年 3 月)	第 10 章 第 2 節	地下駐車場 適用すべき諸基準 日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成 4 年 11 月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成 10 年 6 月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成 27 年 6 月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	
第 3 節 10-3-1 2.	工場製作工 一般事項 2. 施工計画書 受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	第 3 節 10-10-3-1 2.	工場製作工 一般事項 2. 施工計画書 受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	
第 11 章 第 2 節	共同溝 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 共同溝設計指針 (平成 22 年 1 月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案） (平成 6 年 3 月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成 18 年 7 月)	第 11 章 第 2 節	共同溝 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和 61 年 3 月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案） (平成 6 年 3 月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成 28 年 8 月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月)	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第 12 章 第 2 節	電線共同溝 適用すべき諸基準 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成 7 年 11 月)	第 12 章 第 2 節	電線共同溝 適用すべき諸基準 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成 7 年 11 月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	
第 13 章 第 2 節	情報ボックス工 適用すべき諸基準 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成 7 年 11 月)	第 13 章 第 2 節	情報ボックス工 適用すべき諸基準 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成 7 年 11 月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	
第 14 章 第 2 節	道路維持 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和 53 年 7 月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和 54 年 2 月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成 22 年 1 月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成 23 年 6 月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 24 年 4 月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月) 国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成 16 年 5 月)	第 14 章 第 2 節	道路維持 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和 53 年 7 月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和 54 年 2 月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本土工編) (平成 27 年 6 月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成 28 年 3 月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月) 国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成 16 年 5 月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説 (平成 29 年 11 月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	
第 4 節 14-4-5 2.	舗装工 切削オーバーレイ工 2. 切削面の整備 (2) 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に報告し、設計図書に関し	第 4 節 10-14-4-5 2.	舗装工 切削オーバーレイ工 2. 切削面の整備 (2) 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由
編章節条		編章節条		
14-4-7	<p>て監督職員と協議しなければならない。</p> <p>路上再生工</p> <p>1. 路上路盤再生工</p> <p>（1）施工面の整備</p> <p>③ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>（5）材料の準備及び破砕混合</p> <p>② 受注者は、施工中に異常を発見した場合には、直ちに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 路上表層再生工</p> <p>路上表層再生工については、以下の規定による。</p> <p>（1）施工面の整備</p> <p>④ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>（4）基準密度</p> <p>受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和 63 年 11 月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	10-14-4-7	<p>監督職員と協議しなければならない。</p> <p>路上再生工</p> <p>1. 路上路盤再生工</p> <p>（1）施工面の整備</p> <p>③ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>（5）材料の準備及び破砕混合</p> <p>②受注者は、施工中に異常を発見した場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 路上表層再生工</p> <p>路上表層再生工については、以下の規定による。</p> <p>（1）施工面の整備</p> <p>④受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>（4）基準密度</p> <p>受注者は、「路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和 62 年 1 月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない</p>	
第 18 節 14-18-3	<p>トンネル工</p> <p>裏込注入工</p> <p>2. 裏込め注入の施工</p> <p>受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。</p> <p>なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p>	第 18 節 10-14-18-3	<p>トンネル工</p> <p>裏込注入工</p> <p>2. 裏込め注入の施工</p> <p>受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。</p> <p>なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p>	
第 15 章 第 2 節	<p>雪 寒</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成 16 年 12 月）</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和 53 年 7 月）</p>	第 15 章 第 2 節	<p>雪 寒</p> <p>適用すべき諸基準</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成 16 年 12 月）</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和 53 年 7 月）</p>	

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成26年4月）			改 正（平成31年4月）			改正理由
編章節条			編章節条			
	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）	
	日本道路協会 道路防雪便覧	（平成2年5月）		日本道路協会 道路防雪便覧	（平成2年5月）	
	日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）		日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）	
	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）	
	日本道路協会 舗装施工便覧	（平成24年4月）		日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）	
				日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説	（平成29年11月）	
				日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	（平成29年11月）	
第3節	除雪工		第3節	除雪工		
15-3-6	歩道除雪工		10-15-3-6	歩道除雪工		
2.	適用規定		2.	適用規定		
	受注者は、 ハンドガイド式除雪車 により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。			受注者は、 クローラ・ハンドガイド型除雪機 により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。		
15-3-9	待機補償費		10-15-3-9	待機補償費		
1.	一般事項		1.	一般事項		
	待機補償費 とは、設計図書または監督職員の指示により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、除雪作業がなかった時間帯に係る費用で、対象時間、待機人員は設計図書によるものとする。			待機費 とは、設計図書又は監督職員の指示により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、除雪作業がなかった時間帯に係る費用で、対象時間、待機人員は設計図書によるものとする。		
15-3-10	保険費		10-15-3-10	保険費		
	受注者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに 提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。			受注者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに 提示しなければならない。		
第16章	道路修繕		第16章	道路修繕		
第2節	適用すべき諸基準		第2節	適用すべき諸基準		
	日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）		日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）	
	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	（平成24年12月）		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	
	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成19年6月）		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成19年6月）	
	日本道路協会 舗装再生便覧	（平成22年11月）		日本道路協会 舗装再生便覧	（平成22年11月）	
	日本道路協会 道路橋補修便覧	（平成元年8月）		日本道路協会 道路橋補修便覧	（昭和54年2月）	
	日本道路協会 舗装施工便覧	（平成24年4月）		日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）	
	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）	
	日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）		日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）	
	日本道路協会 舗装設計便覧	（平成18年2月）		日本道路協会 舗装設計便覧	（平成18年2月）	
				日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説		

土木工事共通仕様書（第10編） 新旧対照表

現 行（平成 26 年 4 月）		改 正（平成 31 年 4 月）		改正理由																																
編章節条		編章節条																																		
第 9 節 16-9-2 6.	<p>標識工 材 料 標識板の文字・記号等</p> <p>受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、平成 23 年 3 月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	第 9 節 10-16-9-2 6.	<p>標識工 材 料 標識板の文字・記号等</p> <p>受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和 62 年 1 月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(平成 29 年 11 月) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン</p>																																
第 17 節 16-17-1 2.	<p>法面工 一般事項 適用規定</p> <p>法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）、「のり枠工の設計・施工指針第 7 章吹付枠工、第 8 章プレキャスト枠工、第 9 章現場打ちコンクリート枠工」（全国特定法面保護協会、平成 18 年 11 月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	第 17 節 10-16-17-1 2.	<p>法面工 一般事項 適用規定</p> <p>法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面 安定工編」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）、「のり枠工の設計・施工指針 第 8 章 吹付枠工、第 9 章プレキャスト枠工、第 10 章現場打ちコンクリート枠工、第 11 章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成 25 年 10 月）、及び「グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 第 7 章施工」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>																																	
第 24 節 28.	<p>橋脚巻立て工 現場溶接部の試験及び検査 表 16-2 現場溶接部の試験・検査基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値（評価基準）</th> <th>検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z3060 -2002</td> <td>JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上</td> <td>重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z2343 -1, 2, 3, 4</td> <td>ビード部分に“われ”がないこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。	超音波探傷試験	JIS Z3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。	浸透探傷試験	JIS Z2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。	第 24 節 28.	<p>橋脚巻立て工 現場溶接部の試験及び検査 表 10-16-2 現場溶接部の試験・検査基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値（評価基準）</th> <th>検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z 3060</td> <td>JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上</td> <td>重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4</td> <td>ビード部分に“われ”がないこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。	超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。	浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。	
試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準																																	
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。																																	
超音波探傷試験	JIS Z3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。																																	
浸透探傷試験	JIS Z2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。																																	
試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準																																	
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。																																	
超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060に規定するM検出レベル3類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30cm以上とする。																																	
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。																																	